

平成24年6月第2回八街市議会定例会会議録（第3号）

1. 開議 平成24年6月6日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 山 口 孝 弘
- 11番 小 高 良 則
- 12番 川 上 雄 次
- 13番 中 田 眞 司
- 14番 古 場 正 春
- 15番 林 政 男
- 16番 新 宅 雅 子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 湯 淺 祐 徳
- 22番 鯨 井 眞佐子

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 小 澤 誠 一
教	育	長 川 島 澄 男
総	務	部 長 浅 羽 芳 明
市	民	部 長 加 藤 多久美

市民部参事(事)国保年金課長	石 毛 勝
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
選挙管理委員会事務局長	小 出 聰 一
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	吉 田 一 郎
介 護 保 険 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	佐 藤 幸 男
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
総務部参事(事)総務課長	小 出 聰 一
厚 生 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事(事)農政課長	吉 野 輝 美
建設部参事(事)道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

+

+

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第3号)

平成24年6月6日(水)午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（鯨井眞佐子君）

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴人は傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。

なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により、退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次質問を許します。

最初に、誠和会、小菅耕二議員の個人質問を許します。

○小菅耕二君

誠和会の小菅耕三でございます。日頃より北村市長をはじめ、市ご当局の皆様には、議員活動にご理解、ご支援賜り、感謝と御礼を申し上げます。

また、鯨井議長をはじめ、議員の皆様にもご理解、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。それでは、通告に従い、順次ご質問いたします。

質問の第1番目は、安心・安全対策についてお尋ねいたします。

防災に対する地域の取り組みや個人の防災対策などを中心とした地域の防災対策が充実した安心・安全に暮らせる街づくりが、喫緊の課題として市民の皆様から期待され、望まれております。

また、安心・安全の地域づくりへの市民参加のための啓発活動による意識の高揚を図るとともに、地域のさまざまな団体との連携を強め、交通安全や防犯面の体制づくりと、その強化が必須のことではないのかと考えております。

さらに、市ご当局として、さまざまな危機を未然に防ぐ危機管理の構築、すなわち危機発生時における市民等の生命、身体及び財産を保護するための危機管理体制の構築とその確実な推進による迅速な、的確な対応が、やはり市民の皆様から期待され、望まれております。

一方、市民参加を大きなキーワードとして、総合的な防災訓練の実施、特に地域ごとに子どもたちを対象とした市民参加型の総合的な防災訓練の実施を私は提案したいと思います。

このような背景の中、市ご当局として、地域の防災の取り組みを支援して、地域防災力の向上や消防、救急体制の強化とあわせた総合的な防災力の向上と危機管理体制の充実を図っていただきたいと思うところでございます。

そこで質問の第1は、地域における自主防災組織の設立促進を図ってはどうか。また、近隣市町村の自主防災組織の実態はどのようになっているのか、あわせてお伺いいたします。

次に質問の第2は、本市における災害予防の取り組みはどのように展開されているのか、お伺いいたします。

次に質問の第3は、本市のそれぞれの家庭における火災予防推進の実態と、その充実策はどのように取り組まれているのか、お伺いいたします。

次に質問の第2番目は、障害者福祉の充実についてお尋ねいたします。

障がい者が、その人らしく暮らす。そのことができるよう、障がい者の自己選択、自己決定が尊重され、障がい者の視点に添った支援や市民や地域など社会全体で支え合う環境づくりや一人ひとりのライフステージ、障害特性に応じた行政における施策の推進が求められています。

特に、一人ひとりが大切にされ、住みなれた地域で生き生きと自立した生活を送ることができるよう、相談支援をはじめとした障害福祉施策の強力な推進が望まれています。

このようなとき、関係各位のご尽力によって「第3期八街市障害福祉計画」が策定されました。この基本目標として、次の4点が挙げられています。

地域生活への移行推進。2番目が総合的な就労支援の推進。3番目が相談支援体制の充実。4番目としてコミュニケーション、社会参加の支援の充実であります。これらの積極的な推進を関係者のみならず、市民参加のもとに創意工夫を重ね、かつ果敢な実践力で推進を図っていただきたいと願うものであります。

この計画の第3章として「計画の円滑なる推進に向けて」とあり、その2として、計画自体をより具体的なものとするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検討するために、実施状況等の点検が不可欠となります。このため、地域自立支援協議会や障害者団体連絡協議会に随時意見を聞きながら、本計画の実施状況等の点検や計画自体の問題点の把握などを行うという「PDCAサイクル」が明記され、関係者各位の意気込みが感じられ、私はこの計画書を高く評価するものであります。

そこで、質問の第1は、障害者自立支援のための相談支援体制の充実を望むところでありますが、基幹相談支援センターの主な役割はどのようになっているのか。また、その設置見込みはどのようになっているのか、あわせてお伺いいたします。

次に質問の第2は、障害支援事業の中核を担う相談支援員の役割は、具体的にどのようなものなのか。また、相談支援員の育成の中身と具体的な育成数値はどのようになっているのか、あわせてお伺いいたします。

次に質問の第3は、障害者虐待防止法が平成24年10月に施行されると聞いておりますが、そのもとに設置される「障害者虐待防止センター」の主な役割とは、どのようなものなのか。また、その設置についてどのようなスケジュールで進めようとしているのか、あわせてお伺いいたします。

次に質問の第4は、地域生活支援事業の平成24年度以降の見込量の確保について、その具体的な方策はどのようになっているのか、お伺いいたします。

次に質問の第3番目は、人に優しい道路づくりについてお尋ねいたします。

市道には、車のすれ違いが困難な狭い道路や老朽化の著しい舗装や未舗装の道路、段差の生じた歩きにくい歩道などがあるなど、人も車もその通行の安全確保が強く望まれています。

す。

少子高齢化が進む中で、安全で安心な道路交通を確保するために、暮らしに密着した道路や歩道のバリアフリー化や安全面に配慮した人に優しい生活道路づくりに取り組んでいただきたいと思います。

そこで、質問の第1は、道路後退用地の整備の実態はどのようになっているのか、お伺いいたします。

質問の最後の第2は、歩道段差解消への取り組みはどのようになっているのか、お伺いいたします。

以上で第1回目の質問を終了いたします。具体的かつ明解なるご答弁をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問6、誠和会、小菅耕二議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 安心・安全対策について答弁いたします。

(1) ですが、市では、現在3団体が自主防災組織として設立され、平常時においては、避難救護体制及び初期消火体制の訓練などを行っております。自主防災組織は、住民の隣保協働の精神に基づく自発的な防災組織であり、地域の実情に応じて、町内会や小学校区などを単位として設立されるもので、地域を見守るための重要な組織だと考えております。

現在、設立に向けての動きがある地域がありますので、今後も地域の防災力を高めるため、自主防災組織の設立に向け、市として区長会及び広報等を通じて啓発を図り、支援し協力してまいりたいと考えております。

なお、他市の設立状況でございますけれども、佐倉市では自主防災組織が83団体であり、組織形態としては、町内会及び自治会が中心で活動しております。活動内容は、防災訓練、炊き出し訓練、消防署を呼んでの防火訓練や煙体験等を実施しております。また、市職員の講話等も実施しております。

なお、四街道市では32団体、富里市では13団体が活動しております。

次に(2)ですが、本市における災害予防への取り組みといたしましては、よりきめ細かい対応ができる各地域単位で行われる訓練が有効であると考えておりますので、現在これらの要望に応じて関係機関と連携しながら取り組んでいるところでございます。

市の対応としましては、市ではこれらの訓練に合わせ、県に依頼して地震体験車等の配備をするなど、また、消防署においては、煙体験、消火器の使用方法についての訓練指導などが行われております。

今後も訓練については、市として、職員派遣や資機材等を提供し、災害予防に努めてまいりたいと考えております。

次に(3)ですが、火災予防の推進につきましては、火災を未然に防ぐために、家庭において新築家屋では、平成18年6月1日から、また、佐倉市八街市酒々井町消防組合管内では、既存家屋について、平成20年6月1日から火災警報器の設置が義務化され、消火器についても設置が進められております。

また消防署においては、火災警報器の設置が済んでいる世帯にステッカーを交付しているところであります。

なお、市や消防署、各消防団が連携して春・秋の全国火災予防運動期間中に啓発活動を実施しているほか、年末には歳末警戒を行い、市民に火災の予防意識を啓発する運動を展開し、安心で安全な街づくりに努めているところであります。

今後も消防署、消防団と連携して、火災予防を推進する取り組みに努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項2. 障害者福祉の充実について答弁いたします。

(1) ですが、障がいのある方からのさまざまなケースの相談に対し、適切な福祉サービスや関係機関につなげて支援していくことが重要であると認識しております。本市ではこのような相談支援の場として、市役所福祉課での職員による相談支援のほか、相談支援員を配置し、県の指定を受けている一般相談支援事業所に相談支援業務を委託し、対応しております。

また、本年4月の法改正により、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを設置することができることとなりました。基幹相談支援センターは障がい者の総合的な相談のほか、地域の相談支援事業者間の調整や支援といった役割を担うことが想定されており、設置は市町村の判断となっております。

本市の委託している相談支援事業者は2事業所であり、現状としては、その1つの事業所をセンターとするのではなく、市の福祉課がセンターとしての機能を果たしていくべき状況であるため、福祉課の職員も積極的に相談支援に関する研修等を受講し、相談支援の提供体制の整備と質の確保を図ってまいりたいと考えております。

また、今後、相談支援事業所の増加を促進するとともに、相談支援体制の強化や基幹相談支援センターの設置を検討してまいりたいと考えております。

次に(2)ですが、障害者支援で重要となる相談支援事業を行う相談支援員は、地域の障がい者等の福祉に関する諸般の問題について、障がい者や障がい児の保護者または介護を行う者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、あわせて、相談者と市行政、障害福祉サービス事業所、障害者支援機関、その他関係機関との連絡調整等の支援を行います。

また、本年4月より法改正に伴い、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画を作成することとなり、相談支援員がケアマネジメントにより、きめ細かく支援するためのプランを作成します。

相談支援員は、障がい者の直接支援や相談支援業務などの定められた実務経験を有し、かつ県の実施する初任者研修を終了した相談支援専門員の資格が必要となります。今までは、県の初任者研修は年1回の実施でしたが、法改正により相談支援専門員の需要が高まっていることもあり、今年度以降は実施回数を増やしていくとともに、5年ごとの現任者研修のほかに、現任者の資質向上のため、専門コース別研修を創設すると県より伺っております。

市内では相談支援員を配置し、指定を受けている相談支援事業所は2カ所となっております。

相談支援の充実を図るため、相談支援専門員研修の受講や相談支援事業所の新たな参入を促進してまいりたいと考えております。

次に（３）ですが、平成２３年６月１７日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、平成２４年１０月に施行となります。

この法律は、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であるため、何人も障がい者を虐待してはならない旨規定し、養護者による虐待、障害者施設従事者による虐待、使用者による虐待について、市町村に届け出や通報することとしており、市町村は障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」としての機能を果たすよう規定されております。

市町村は、虐待の届け出や通報等に応じ、事実確認としての立入調査や必要に応じて居室を確保し、一時保護等の措置及び成年後見制度利用の検討などを行います。

また、障害者施設従事者や使用者による虐待の場合は、県や労働局などへ通知することとなっております。

障害者虐待防止センターとしての機能を果たすため、市町村はその業務を直営あるいは委託し実施することができるとなっており、本市としては、市の福祉課内に、その機能を持たせ、虐待防止に努めてまいりたいと考えております。しかしながら、障害者虐待防止センターは休日や夜間における障がい者虐待についても速やかに対応できる体制整備が求められているため、その対応方法や一時保護時の居室の確保方法等について、今後、相談支援事業者等と協議しながら、一部委託も含め検討し、体制を構築してまいりたいと考えております。

次に（４）ですが、地域生活支援事業は、障がいのある人の地域での生活をより効果的に支援するため、地域の実情に応じて、市町村が柔軟に実施する事業であり、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業など、さまざまな事業を実施しております。この事業の平成２４年度以降の見込量については平成２３年度に策定しました第３期八街市障害福祉計画の中で、地域生活支援事業の各種事業ごとに、これまでの実績等をもとに平成２４年度から平成２６年度のサービス利用量等を見込んでおります。

地域生活支援事業の各種事業における見込量を見ますと、特別な要因による見込量の急激な増減はなく、全体的に障害者手帳所持者が年々増加していることによるサービス利用の増加を見込んでいる状況であることから、この見込量に対してのサービス提供料は確保されていると考えており、特別な方策が直ちに必要な状況ではありません。しかし、年々増加する障害者手帳所持者数にかんがみ、相談支援事業者の参入促進や手話通訳者等の担い手の養成を推進するなどサービス供給量の維持及び拡充に努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項３．人に優しい道路づくりについて答弁いたします。

（１）①ですが、道路後退用地といたしましては、主に宅地等の開発行為の際に道路を拡幅したことによるものと、建築基準法のセットバックによるものがあります。

開発行為による場合は、道路後退用地を整備していただいた後に、帰属を受け、市が道路として管理しております。

建築基準法によるセットバックの場合は、市へ寄附する義務はございませんが、地権者が希望した場合、地権者の責任で分筆等を行っていただき、寄附を受けることとしております。

宅地分譲によるセットバック部分の寄附の場合は、その時点で道路として整備されていることを条件としていますが、個人住宅の場合は、その多くが未整備であります。

セットバック部分で市が寄附を受けた箇所につきましては、要望があれば市の直営工事等による整備を検討してまいります。

次に（２）ですが、ご指摘の歩道の段差につきましては、マウントアップ形式の歩道に見られるもので、歩道が車道より一段高いため、歩行者等に安心感があることから、当時の道路構造令にのっとり、市道１０２号線や２２４号線、泉台など多くの歩道に採用されてきました。しかしながら、車両乗り入れ部の切り下げにより、勾配や段差が生じ、車いす使用者や高齢者の通行の際にご不便をおかけしたり、切り下げ部が連続するような箇所では波打ち歩道となり、歩行者等の通行の快適性が損なわれるといった欠点がございます。

そこで、平成１２年の交通バリアフリー法施行に伴い、マウントアップ形式の歩道整備は避けることが望ましいとされました。この段差の解消につきましては、道路側溝も含めて改修する必要があり、多額の費用がかかることが予想され、また、マウントアップ形式の歩道をフラット形式の歩道に改修する場合、歩車道境界ブロックの幅だけ歩道の有効幅員が狭くなってしまいますので、改修は難しいものと考えております。

○小菅耕二君

ご答弁ありがとうございます。１点だけ再質問させていただきます。

安心・安全対策についてでございますが、佐倉市八街市酒々井町消防組合管内における自主防災組織なんですけど、佐倉市では８３カ所、酒々井町ではどうなっているのか伺います。

また、補助金の問題もございますので、佐倉市さんと酒々井町さん、また、八街市の状況はどうなのか伺います。

○総務部長（浅羽芳明君）

大変申し訳ありませんが、先ほど市長答弁を差し上げた佐倉市、四街道市、富里市は把握しておりますけれども、酒々井町については把握をしておらないところでございます。したがって、補助金等についても把握をしておりません。

八街市における補助金の交付の状況でございますけれども、先ほど答弁で３団体が設立されているということでございますけれども、そのうち２団体に対しては補助金交付をしているような状況になっております。

○小菅耕二君

私が調べたところでは、酒々井町では９団体設立されているということでございます。各市町村において状況はかなり違うと思いますが、佐倉市では８３団体、酒々井で９団体、本市では３団体ということで、本市の組織数がかなり少ないのではないかと思います。本市では、これまで消防団が地域防災を担ってまいりました。３月議会でも取り上げましたが、消防団員数減少の傾向にございます。このような状況の中で、自主防災組織の設立の周知を求

めて体制を整えていただいて、各地域の消防団と連携、また補てんをしながら、防災力の向上を望むところでございます。

余談になりますけれども、6月30日に行われます印旛支部操法大会に向けて、16分団、2分団が出場するという事です。仕事を終えてから厳しい訓練をしながら大会に向けて頑張っているという事です。本当にご苦労さまと申し上げ、また、ご期待しております。

障害者福祉の充実についてですが、市ご当局には大変ご苦労されているということでございます。第3期八街市障害福祉計画が作成されたとのことですので、この計画を拝見しまして、行政担当者の並々なぬ意気込みを感じました。この計画に基づいて、関係各位のご努力とご協力をいただきながら障がい者の自立支援が高度に実現されることを望みます。

次に、人に優しい街づくりについてですけれども、さまざまな条件や規制がある中で、これから訪れる高齢化社会でもバリアフリーで優しい街なんだなど、住んでいてよかったなど思えるような、そのような街づくりの実現を願って、誠和会、小菅耕二の質問を終わります。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、誠和会、小菅耕二議員の個人質問を終了します。

次に、誠和会、鈴木広美議員の個人質問を許します。

○鈴木広美君

誠和会の鈴木広美です。通告に従い、幾つかの質問をさせていただきます。

その前に、昨年は3.11の大震災や台風の災害、そして震災による放射能問題の被害が日本中を直撃いたしました。そして、1年以上たった今でも、私たちの生活環境などにさまざまな問題が残されております。微力ではありますが、1つでも問題がなくなり、1つでも私たちの生活環境がよくなるように、努力をしていきたいと思っております。

また、本市におかれましては、この3月議会で平成24年度の予算が決まり、4月よりスタートをしております。そして、新しい副市長も着任されました。厳しい財政状況ではありますが、予算を有効かつ迅速に対応し、市民の皆さんが安心して生活できるようにお願いをいたしまして、一般質問の方へ移らせていただきます。

質問事項1. 市民の安心な生活づくりとして、要旨（1）生活保護についてですが、先日、同じ誠和会の石井議員からも質問がありましたが、近年、生活保護世帯、保護費が全国的に増えている中で、本市におかれましても、かなりの増加傾向があると思われまます。

そこで、本市にお伺いをいたします。

①受給資格の認定基準と調査方法についてお伺いをいたします。

②受給資格者の認定後の調査が定期的に行われているのかをお伺いをいたします。

また、政府民主党が進める生活支援戦略、その中では生活保護を脱却しやすくする仕組みを作り、受給者が働いて得た収入の一部に相当する額を事前に積み立てておき、収入が増え、保護から脱却できた際に生活費などに充てられるようにする「就労収入積立制度」の創設を目指す動きや、また、受給者の医療費は窓口負担がなく、過剰受診や処方箋の転売などの不正が起きやすいと意見があるため、医療機関に対するチェック強化などを検討されているそ

うです。

そこで、③生活保護を脱却しやすくする本市の具体的な取り組みがあるのかをお伺いいたします。

要旨（２）不正受給者について。

生活保護費の不正受給が全国的に問題視されております。最近でもテレビや新聞等などで報道されましたが、高収入がある芸能人の家族の不正受給が２件報道されました。また、暴力団が絡んだ生活保護費の詐欺事件も報道されました。最近の傾向としては受給資格の認定を取るために手の込んだ方法を取っている人たちも増えているとお聞きいたします。

そこで、本市にお伺いいたします。

①生活保護費の不正受給者の現状と推移をお伺いいたします。

次に、質問事項２．安心な農業推進の街づくりということで、昨年３月に起きた東日本大震災で福島原発の放射能漏えい事故がありました。それにより八街市の基幹産業であります農業にも、１年以上過ぎた今なお多大な被害が作物に限らず、いろいろなところに問題としてあらわれ、残されております。

その１つとして、年２回、毎年ＪＡいんば八街支所において行われておりました園芸用廃プラスチック（農業用ビニール）の回収事業がいまだ行われておりません。また、東金市にあります千葉県園芸用プラスチックリサイクルセンターにおいても、高い放射性物質が検出されたことにより、平成２４年２月２０日より処理工場が稼働停止状態になったままであります。

そこで、お伺いいたします

要旨（１）放射能問題が影響している園芸用廃プラスチック（農業用ビニール）の処理と処理場について。

①現在の処理工場（東金市）の状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

②処理工場の稼働の見通しはいかがか、お伺いいたします。

③本市において昨年のビニール（震災以降）を使用しているところがありますが、ビニールの放射能検査、調査の実態をお伺いするものであります。

以上で私の１回目の質問を終わりにいたします。市民目線で、私にも理解しやすい答弁をよろしくお願いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問７、誠和会、鈴木広美議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項１．市民の安心な生活づくりについて答弁いたします。

（１）①ですが、生活保護を受給するには、能力の活用、資産の活用、扶養義務の履行、他法・他施策の活用といった保護の要件を満たしていなければなりません。これらの要件を充足しても、なお生活を維持することができないときに、その困窮の程度に応じて生活扶助や医療扶助などの給付が受けられることとなっております。

保護の申請をされた方については、生活状況などを把握するための実地調査、預貯金、保

険・不動産などの資産調査、扶養義務者による扶養可否の調査、年金などの社会保障給付、就労収入調査、稼働能力調査などを実施し、生活保護の可否を決定しております。

次に、②ですが、被保護世帯に対しましては、生活実態などを的確に把握し、保護の受給要件の検証、処遇方針に沿った指導援助を行うため、訪問計画を策定し、定期的な訪問調査活動に努めております。

また、収入状況を客観的に把握するため、被保護者に対する課税状況を調査し、収入申告書の収入額との突合作業を実施しております。稼働能力のある方からは、毎月、収入の有無にかかわらず、収入申告書の提出を求めるとともに、就労に至っていない方からは、稼働能力の活用を調査するため、就労活動報告書の提出を求めています。加えて、稼働能力があるにも関わらず、病状を訴えるなど、就労に向けた活動への意欲が乏しいと判断される方に対しては、検診命令書を交付して、医師による診療に関する要否意見書の提出を求め、稼働能力の有無・程度を再確認し、稼働能力の活用に関する指導の根拠としております。

次に、③ですが、生活保護受給世帯の多くが身体上あるいは精神上に問題や障がいがあるため生活保護になった方や65歳以上の高齢者といった非稼働世帯であることから、自立への道は険しく、生活保護から抜け出すことは極めて困難な状況にあります。

また、就労に際し、阻害要因のない生活保護受給者に対しては、経済的自立、生活保護からの脱却を促す必要がありますが、相変わらずの厳しい雇用情勢の中にあつて、なかなか就労先が見つからず、次第に就労意欲が減退したり、長期にわたる生活保護の生活に満足し、就労による生活保護からの脱却を目指さなくなることなどが指摘されており、これらの方々への効果的な意欲喚起が求められております。

そこで、より一層の就労支援を図る必要があることから、平成23年4月1日から実施されている「福祉から就労」支援事業に取り組んでいるところであります。これは、市とハローワークとの間で、就労支援の目標、相互間の連携方法を明確にした協定を締結し、就労意欲のある生活保護者に対し、効果的・効率的な就労支援を行うものであります。

具体的には、就労支援対象者ごとに支援チームを編成し、支援対象者の状況に応じて、就労支援プランの策定やプログラムメニューの選定などを行い、確実に就労に結び付くよう、職業紹介、フォローアップまでの担当者制による一貫した支援を実施するもので、既に8名の方が本事業に取り組んでおります。

ほかにも、自立に関して技能を修得するために、職業訓練校に通ったりする費用を、生業扶助費として支給しております。

次に(2)①ですが、生活保護制度は、資産や能力など、すべてを活用しても、なお最低生活を維持できない世帯に適用される制度であります。しかしながら、近年、収入の未申告や居住実態の虚偽、医薬品の転売、暴力団の受給といった生活保護制度を悪用した不正が全国的に問題視されております。

本市においても、重大な過失や明らかな故意による虚偽申告が判明した場合には不正受給とみなし、生活保護法第78条による返還命令を求めているところであります。

返還の状況といたしましては、平成21年度は稼働収入の未申告が2件で44万円、平成22年度は稼働収入の未申告が12件、老齢年金の受給及び交通事故損害賠償保証金の受領未申告が各1件で、総額112万9千675円、平成23年度は稼働収入の未申告が12件、各種年金の受給未申告が3件、その他の理由によるものが3件で、総額177万9千8円の返還金を徴収しております。

今後も訪問調査や課税調査のほか、市民からの情報などにより、不正が確認された場合には、保護者の返還や必要な指導とともに、保護の廃止を行うなど、生活保護制度の適正かつ厳正な運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、質問事項2. 安全な農業推進の街づくりについて答弁いたします。

(1) ①、②につきましては、関連がございますので、一括して答弁いたします。

千葉県園芸用プラスチックリサイクルセンターでは、排出土から高い放射性物質が検出されたことに伴い、平成24年2月20日より、農業用廃ビニール及び農業用廃ポリエチレンの受け入れが停止され、現在に至っております。

この間、受け入れに関する新たな基準が設けられ、受け入れ再開のための準備は進められてまいりましたが、施設内に保管されている排出土の処分が進まず、受け入れ再開の見通しは立っていない状況となっております。

次に③ですが、原発事故時に使用していた「農業用被覆資材」を再使用し、生産された農作物につきましては、放射性セシウムが食品の新基準値を超過する可能性があることから、農家組合連合会を通じ、葉菜類の栽培には再使用しないこと、及び他の資材と区分して保管していただくことをお願いするリーフレットを本年4月にお配りしたところでございます。

なお、農業用被覆資材の放射能検査につきましては現在行ってはおりませんが、千葉園芸用廃プラスチックリサイクルセンターの受け入れが再開し、一斉回収を行う際には、放射線量の測定を行い、千葉県農業用廃プラスチック対策協議会が設けた自主的な規制値である0.23マイクロシーベルトを超えるものにつきましては、リサイクルセンターに搬入できないこととなります。

○鈴木広美君

答弁ありがとうございました。それでは、自席において幾つか再質問をさせていただきます。

まず最初の生活保護の件なんですけど、先月5月14日、朝日新聞の朝刊に載っておりました保護費の増減率について八街も調査されたようで、それが新聞に載っておりましたが、その中で八街市が、この増減率30.4パーセントという数字が出ておりました。これが多分、新聞の中に載っている市の中では、一番ダントツに大きい増減率になっておるんですけど、その増減率が30.4パーセントになったという理由をお聞かせいただきたいんですけど。

○市民部長（加藤多久美君）

朝日新聞に掲載された保護率の関係でございますが、保護の増減率、本市が30.4パーセントということでございます。この保護の増減率につきましては、平成24年度の当初予

算と平成23年度当初予算の対比、当初予算対比ということで、30.4パーセントという数字となっております。

私ども平成24年度当初予算の計上にあたりましては、まず、平成23年度の決算見込額を算出いたしまして、それに基づいて、例えば医療の扶助については7パーセント、その他の扶助については、約9.4パーセントの伸びを見込んで、当初予算額として計上したものでございます。

また、平成23年度、やはり保護受給者が増ということで、当初予算のほかに補正予算額といたしまして、合計2億6千円あまりを補正で増額をお願いしまして、計上させていただいたところでございます。この受給者が増加しているということの傾向を受けまして、この30.4パーセントにあたりましては、やはり平成23年度中、補正予算で2億6千万円の大幅な補正増をしたことが1点。それから、決算見込額を算出して、それに対する伸び率ということで、当初予算を見込んだわけですが、結果として、平成23年度の決算見込額が多少多目に見込んだということ、この2点から平成23年度と24年度の当初予算費では、30.4パーセントと大幅増加、これは保護者の増と相まって、その数字的なものになったということでございます。

○鈴木広美君

説明ありがとうございました。それにしても、見込みということではありますが、非常に高い数字が出ているので、その辺いろいろとまたご苦労はあるかと思うんですが、いろいろと調整をお願いしたいと思います。

続きまして、生活状況などを把握するための実態調査、預貯金、不動産等の資産調査、それから本市内のこれが調査だけで終わっているのか、あるいは他市についても調査されているのか。また、それに含めて資産調査に関して、今、担当課である厚生課、非常に人数的にも厳しい状況の中でされていると思うんですが、例えばほかの課の連携とか、そういったものをとられているのかどうか。例えば課税課ですとか、そういった市内の行政の中の厚生課だけでなく、ほかの課とのそういった連携もされているのか、お聞きしたいのですが、お願いします。

○市民部長（加藤多久美君）

保護の新規の申請時におけます実態の調査とか、預貯金、保険、不動産等の資産調査のいずれにつきましても、市内だけではなくて、市外を対象として調査しておるものでございます。

まず、預貯金の調査ですけれども、先日、石井議員の方から本店一括照会が全国銀行協会と厚生労働省の間で協議が整って、年内にも開始するというような方向性が出されたところでございますが、現時点では、都市銀行の最寄りの支店を含め、市内外の金融機関、約20社に対して調査を実施しているところでございます。特に転入間もない保護者の申請につきましては、前住所地の保護の担当から照会先の一覧を提供してもらいまして、関係先に照会しているというところでございます。

次に、生命保険につきましても、約23社に調査を依頼しているとともに、転入間もない方につきましても、銀行の預金調査と同様な調査をしておるところでございます。

さらに、保護者の方で市外に不動産の所有が見込まれる方につきましては、法務局に対して調査を実施していると。それから、車両の所有が見込まれる方につきましては陸運局とか、県の軽自動車協会に対して調査を実施していると。それから、また市の行政機関、例えば課税課の方でございますが、市内に固定資産を持っている、見込まれる方につきましては、私どもが課税課に対して調査を行っている。それから、車両、軽自動車でございますが、これについても課税課の方に調査を実施しているというような状況になっているところでございます。

○鈴木広美君

ありがとうございます。先日と幾分ダブった部分もあるのですが、やはり調査、特に不正受給に関しましては、入り口のところでなるべく対処していかなければ、これは一回生活保護の申請が通ってしまいますと、なかなか手が出せない部分もあるというように、お話も聞いております。なるべく課を超えていろいろと一体となって調査等はお願いしたいと思えます。

次に、先日、石井議員の方から質問があった際に、市の世帯数の話はお聞きしたんですけども、この保護費の受給者の年齢別、例えば20代、30代、40代、50代、60代、70代という年齢別の資料がありましたら、お聞かせ願いたいんですが。

○市民部長（加藤多久美君）

実際の保護の受給者の年齢別ということで、ただいま資料を持っているのが、最新の資料として、平成24年5月現在でございますが、被保護の人員が934人ございまして、年代別でございますが、まず、10歳未満の方が51人、10代の方が87人、20代の方が30人、30代の方が46人、40代の方が95人、50代の方が117人、60代の方が237人、70代の方が190人、80代の方が70人、90代の方が11人でございます。

○鈴木広美君

ありがとうございます。もう一つ、先ほどもう少し付け足したかったんですが、この年齢別の過去3年ぐらいのデータがございましたら、お聞きしたいんですが。

○市民部長（加藤多久美君）

過去3年の増減率の方でお示ししたいと思います。まず、平成21年度末と20年度末の対比ということで申し上げさせていただきますと、10歳未満が9.1パーセント増、10代が3.1パーセントの減、20代が21.4パーセントの増、30代が38.5パーセントの増、40代が13.8パーセントの増、50代が2.4パーセントの増、60代が39.1パーセントの増、70代が14.7パーセントの増、80代が2.2パーセントの増、そして90代が233.3パーセントの増です。

それから、平成22年度末と21年度末の対比でございますが、10歳未満が29.2パーセントの増、10代が31.7パーセントの増、20代が88.2パーセントの増、30

代が増減率はなし、40代が27.3パーセントの増、50代が34.5パーセントの増、60代が16.2パーセントの増、70代が17.3パーセントの増、80代が15.2パーセントの増、90代が14.3パーセントの減でございます。

それから、最新の資料の平成24年5月と22年度末の対比でございますが、まず、10歳未満が17.7パーセントの減、10代が4.8パーセントの増、20代が6.3パーセントの減、30代が27.8パーセントの増、40代が13.1パーセントの増、50代が増減はなし、60代が2.9パーセントの減、70代が21.8パーセント、80代が32.1パーセント、90代が83.3パーセントのおのおの増で、こういう状況になっておるところでございます。

○鈴木広美君

細かく調べていただきまして、ありがとうございます。やはり20代から50代、60代にかけて、やはり保護費の増加率が大幅上がってきているのかなというふうに、私は受けるのですが、また、そういった中で、こういうふうに増加しているものが1つの不正受給の増加にもつながっているのかなというふうに感じます。これを含めて、いろいろ経済の悪化などにより、ここ数年にわたり、20代から50代、若い世代の生活保護受給者や申込件数が増えていると思いますが、それと同様に不正受給も増えているように思われます。不正受給をなくしていくことはもとよりですが、もう一つ、地域雇用を高めていくことも必要ではないかなと、私は思うんですが、雇用が高まれば生活が安定をして、生活が安定していくと消費が増えたり、不正受給も減っていくのではないかなと。本市については、特に必要なことだと考えますが、来年3月に酒々井インター、アウトレットモールの、開通、開業があります。やはり本市としても、それに伴い市内の活性化やまちおこしといった計画を立てて、1人でも多くの雇用ができるようなことが、不正受給の減少に、また、財政の安定につながっていくと思いますので、ぜひ、それを含めた上での取り組みをお願いしたいと思します。

○議長（鯨井眞佐子君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前10時59分)

(再開 午前11時09分)

○議長（鯨井眞佐子君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○鈴木広美君

それでは、次の再質問をさせていただきます。

安全な農業推進の街づくりの中で、昨年からいろいろとビニール、廃プラスチック、農業用のビニールがいろいろと農家の間では問題になっておるんですけども、まず、処理工場の稼働が市長答弁の中で、今のところ立っていないというお話がありましたが、それに対す

る本市の何か対応策があるのか、お聞きしたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

ご指摘のとおり、廃プラスチックの工場が本年2月から停止している状況でございますが、県の方の説明によりますと、稼働はさせるということでございますが、現在のところ稼働時期については、まだ見通しが立っていないと。今までは、施設内にありました高濃度の放射性物質を含んだ土砂、砂ですね。これを処理するところを探しておったということですが、なかなかこれが処理場が見つからないということで、現在は施設内に施設を作って、その中で土砂を保管するというので、近隣と調整をしているというお話は伺っております。

それで、この廃プラスチックの処理につきましては、例年、前期が大体8月中旬から10月にかけて回収をしております。後期が大体2月ぐらいということで、本年の8月の例年の収集に間に合うように、市といたしましても、再開にむけて働きかけていきたいということで、現在のところ市でどうするというようなことはないということです。

○鈴木広美君

ありがとうございます。なるべく早く処理工場が稼働されて、たまっているビニール等が通常どおり出せるような形で、ぜひ、早急をお願いをしたいと思います。

また、先ほど市長答弁の中で、農家組合連合会を通じ、葉菜類の栽培には再使用しないこと、また、他の資材と区別して保管することなどと記載されたフォーマットが回されたというお話がございましたが、この回覧なんです、これは私の家にも、これが届きまして、日付を見ますと、これが県の方から通達が出されたのが、平成24年、今年の4月18日であり、回覧として各地域に多分回ったのが、4月後半から5月上旬に八街のほとんどの農家の方に回ったのではないかなと思うんですが、ただし、八街は多分この4月、5月といいますと、もう作付けが済んでいる時期なんです、この回覧の内容は、去年の震災以降に使ったビニールを今年は使用しないでくださいという内容なんです、これは作付けされて、古いビニールを使う農家もいらっしゃるんですけども、その古いビニール等に関しての放射能の測定の調査とかをされたのか、あるいは、また今後するような予定があるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

ご指摘のとおり、県の方からの通達は、昨年4月18日だったと思います。これは非常に確かに遅いということで、市といたしましても、この県の発表があつてすぐ回覧をさせていただいたんですが、やはりご指摘のような時期になってしまったということで、今まで、この再利用のビニールについて測定をしたということは、まだございません。ただし、先日、連合会長会議でも皆さんご心配の中で、今回の廃プラスチックが再開した段階で新しい搬入基準というものが示されております。これにつきましては、かなり厳しいといえますか、農家さん側の労力負担も大きいというようなことでございますので、これは連合会長さんにもお話ししたんですが、開始する前に市とJAで個別にある程度サンプリング検査をして、どのような方法でやるのが一番いいのか。また、農家さん側にもある程度の労力負担にはなる

かもしれませんが、県で示している基準のとおり、洗浄等をするということになりますと、これはなかなかできない。あるいは大変な労力だということなので、これは千葉県全域の話でございますので、八街のこのビニール等につきまして、どの程度のことまですれば、どの程度下がるのか。あるいは通常でどのくらいあるのかというものにつきましては、事前に調査をさせていただいて、それによって具体的な回収方法をお示ししたいというふうに思っております。

○鈴木広美君

ありがとうございます。毎年、農家ではかなりのビニール、またマルチ、肥料袋、そういったものが大変多く出ます。このまま処理場の方向性や行政の対応が決まらなると、各農家かなり資材が毎年毎年たまっていくような状況が生まれます。また、そういったものが生まれますと、燃やしたり、埋めたり、また、山へ捨てたりということにもつながるのではないかなと。そういうふうにならないように、1日も早い対応策を打ち出していただき、農家の皆さんが安心して作物を作り、安全な野菜が提供できるようにお願いをいたしまして、私の質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、誠和会、鈴木広美議員の個人質問を終了します。

次に、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は、原発事故への対応について、国保問題、3点目に安全・安心の街づくりについてを質問するものでございます。

まず、原発事故への対応について伺うものであります。

福島原発事故から1年がたちましたが、いまだ原発事故の処理方法は明確ではなく、原発の危険に対する不安、放射能への不安は解消されておりません。原発事故がほかの事故に見られない異質の危険を持ち、事故が起り、放射性物質が放出されてしまうと完全に抑えることができないということを目の当たりにいたしました。被害は空間的にどこまでも広がり、時間的にも長期にわたり、放射性セシウムの半減期は30年、危険がなくなるのは300年かかると言われています。被害は社会的にも地域社会の存続を危機に追いやっています。

現在でも8つの町村が自治体ぐるみの避難を余儀なくされ、16万人もの方々が避難生活を強いられています。原発事故が及ぼした農畜産物への被害総額は、17道県で1千億円を優に超えています。八街の農家は長く続いている野菜価格の低迷に追い打ちをかけて風評被害による売上の減収、作付け、出荷制限など農業経営を圧迫しています。

そこでまず、農畜産物被害への補償について伺うものであります。

この間、JAや市が仲介となって農産物の被害への補償要求をしてきていますが、補償要求総額、補償総額はどのくらいになったのか。また、今後の補償要求について、どのように進めるのか伺うものであります。

2点目に脱原発を目指す首長会議への参加についてです。

原発事故の異質の危険をなくす方法はただ1つ、原発そのものをなくすことしかございません。福島県相馬市の市長はじめ、35人の市町村長が全国の首長に「脱原発を目指す首長会議」を呼びかけ、4月28日に設立総会が開かれています。県内では、野田市長、富里市長、酒々井町長、一宮町長など市町村長が参加しており、できるだけ早い時期に原発をゼロにすること、地域での再生可能なエネルギーの活用法の研究をし、国に政策提言をするなど活動方針を確認しています。

住民の安全・安心の街づくりの先頭に立つ、北村市長も、ぜひこの脱原発を目指す首長会議への参加を求めるがいかがか。

次に、この会議の中でも推進を確認している再生可能なエネルギー政策について伺うものであります。

「夏には電力不足になる」と危機感をあおり、政府は大飯原発の再稼働容認をしようとしています。しかし、住民の不安を解消する安全確保の担保は何もありません。国民の犠牲の上に原発の稼働はあってはなりません。再生可能なエネルギー政策に国を挙げて努力し、脱原発の方向転換を図ることが求められています。

昨年12月議会では、私は、自然エネルギーの活用で地域再生と一体で街づくりを提案いたしましたが、残念ながら市長の答弁は「現在のところ考えていない」ということでした。今や多くの自治体が再生可能なエネルギー政策に取り組んでいます。八街市においても積極的な調査、取り組みを求めるがいかがか。

大きな2点目に国保問題であります。

1点目に国保運営は広域化により、健全化を図れるのか伺うものであります。

平成27年度の県単位の広域化に向けて準備が進められていますが、広域化はあくまでも国保同士の助け合いであり、国や県から新たな財源がおりてくるわけではありません。給付財政が県単位になることで、市町村との縛り、均衡から給付費の抑制や国保税の引き上げ、市町村国保への統制など一層の運営悪化と市民負担を強いることになると思うがいかがか。

2点目に国保運営悪化の抜本的な解決を求めるものであります。

今進めている「広域化」は国保の危機的事態は何ら解決せず、むしろ矛盾を広げるだけであります。全国知事会は「財政運営を都道府県に移しても、巨大な赤字団体を作るだけで、問題を先送りするもの」と指摘しています。多くの低所得者が加入する国保は手厚い国庫負担なしには成り立ちません。国庫負担をもとの水準に戻すことこそ、国保運営の困難解決の道であります。国に対し、国庫負担の増額を求めるべきと思うがいかがか。

次に、軽減対策で払える国保税にすることを求めるものであります。

所得に占める国保税の割合は、低所得者ほど負担増になっていることは、この間も明らかにしてきたところであります。さらに年々増加している差し押さえによる徴収強化や病気になっても病院に行けず重症化を招くなど、高い国保税は暮らしを直撃し、健康までもむしばんでいます。市民の暮らしを守る自治体の役割をいま一度再認識すべきであります。払える国保税とするための市の取り組みを伺います。

国保問題の3点目に、予防医療の重視で、早期発見・早期治療で国保運営の改善を求めるものであります。

国保運営の改善を図る1つとして市民が健康で暮らせることです。そのためには予防医療をいかに充実させ、検診率を高め、病気にならない取り組みを進めるかです。この間、市は「自分の健康を自分で守る」とし、予防医療を軽視してまいりました。その結果は、医療費の増大です。特定健診の受診率は、わずか26パーセントと低迷し、受診率も予防対策費も県下ワースト7となっています。国保加入世帯の約7割は、年間所得200万円以下であり、健診の有料化では足が遠のくのは当然であります。健診費用の助成、免除、無料化で予防医療重視の国保運営に転換することを求めるがいかがか。

予防医療の2点目に、高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種についてです。

肺炎球菌性肺炎は成人肺炎の25パーセントから40パーセントを占めており、肺炎球菌ワクチンの予防は重症化を防ぐのに大変有効的とされています。現在、八街市では予防接種の対象は75歳以上のみとなっていますが、65歳前後の方々の罹患率も高くなっており、予防接種の対象枠を広げていくことが求められています。あわせて心臓・呼吸器系の慢性疾患や糖尿病、腎不全など機能障害を持つ方も対象とすべきであります。

また、7千円前後の接種費用に対し、現在の助成額はわずか2千円であり、自己負担軽減で重症化を防ぐ取り組みも必要であります。成人肺炎球菌ワクチンの予防接種の改善を求めるがいかがか。

大きな3点目に、安全・安心の街づくりについて何うものであります。

まず、第9次交通安全計画について、積極的な実施計画を求めるものであります。

国、県は平成23年から27年度まで5年間の第9次交通安全計画を策定し、各自治体は任意であるとしています。しかし県内36市中半分の自治体が独自に計画を作り、住民の安全確保への取り組みを進めています。八街市の事故発生率は、県内でワースト7という状況にありながら交通安全計画を策定しておりません。市の総合計画は「市内には幅員の狭い道路、歩道やゆとりある歩行空間がされていない道路が多く、交通事故の危険性が高い」と指摘しています。積極的な交通安全計画づくりで安全な街づくりを進めるべきであると思うがいかがか。

次に、市道の整備、通学路の安全対策について伺います。

連日の交通事故の報道とともに、全国的に登下校途中の子どもが事故に巻き込まれ、犠牲者となっています。痛ましい事故を決して起こしてはならず、今議会では多くの議員が取り上げています。改めて八街市の通学路の安全点検とともに対策を伺うものであります。

また、市道の歩道に電柱や標識が立っていますが、その解消計画はあるのか。歩道整備計画を伺います。

2点目に国道・県道の安全対策の推進についてであります。

国道の歩道のアップダウンの段差は、高齢者・障がい者にとって大変危険であります。先ほどもバリアフリー法では、避けることが望ましいとされているとしながらも、改修は難し

い。このような消極的な答弁がございました。いつになったら、八街市は安全・安心の街になるのか、大変疑問を持つところでございます。早期の改善が必要であります。

また、県道への歩道の確保も切実です。特に、神門線・家畜市場付近は、幅員が狭くカーブとなっているため事故が多く、多くの方々がひやりとする思いをしています。こうした実態は十分把握されていることと思います。佐倉方面から交進小学校手前まで整備された歩道を五区神社まで延長が必要です。国への安全対策、また、県への歩道整備を求めるべきと思うがいかがか。答弁を求めるものでございます。

○市長（北村新司君）

個人質問 8、日本共産党、丸山わき子議員の質問に答弁いたします。

最初に、質問事項 1. 原発事故の対応について答弁いたします。

(1) ①、②につきましては、関連がございますので、一括して答弁いたします。

農産物の補償につきましては、出荷制限を指示されておりましたお茶につきましては、昨年 9 月 6 日及び 10 月 25 日・26 日に東京電力へ担当者の派遣を要請し、説明会並びに補償手続個別相談会を開催しており、各生産者は平成 23 年産茶に関する損害賠償請求を行い、既に補償がされていると伺っております。

なお、お茶の出荷制限につきましては、本年 5 月に実施いたしました、一番茶の検査におきまして、基準値を下回る結果が得られましたので、5 月 25 日付で出荷制限は解除されております。

また、その他の農産物につきましても、本年 1 月に説明会を実施し、その後、3 月 21 日・22 日には個別相談の希望があった 37 名の方を対象に、補償手続個別相談会を実施しており、既に複数の方が損害賠償請求を行っていると同っておりますが、正確な人数等につきましては、現在、東京電力で確認中とのことでございます。

落花生の風評被害に対する補償につきましては、昨年 12 月 15 日に千葉県落花生商工組合連合会が東京電力へ担当者の派遣を要請いたしまして、補償手続等の説明会を八街商工会議所で開催し、当日は八街商工会議所落花生部会員 21 名を含む 41 名の参加がございまして、損害賠償請求は個人事業者ごとに対応し、今後も引き続き損害賠償請求に対応していただくと聞いており、既に複数の個人事業者は損害賠償請求を行っていると同っております。

東京電力に対する今後の補償請求につきましては、3 カ月ごとにまとめて請求となっており、説明会に参加された方については説明がされておりますが、説明会に参加されていない方から問い合わせ等があった場合には、その旨お伝えするとともに、補償相談の窓口である東京電力福島原子力補償相談室を紹介しているところでございます。

次に (2) ①ですが、昨年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から間もなく 1 年 3 カ月が経過しようとしております。あまりにも多くの犠牲を生んでしまったこの震災は、全国民のみならず、世界中の人々に深い悲しみと恐怖を与えました。特に、東京電力福島第一原子力発電所で発生した放射能漏えい事故につきましては、広範な地域に被害をもたらすだけでなく、長期にわたる対応を強いられる結果となりました。

脱原発を目指す丸山議員は首長会議と申しましたけれども、私は市長会議の設立趣旨には、原発の安全神話は完全に崩壊した。これまでの原発推進の理由としてきた「クリーンなエネルギー」「経済的なエネルギー」には全く根拠がなく、むしろ地域経済を破壊しただけではなく、信頼の上に成り立ってきた日本経済をも揺るがしかねないものであることもわかった」とした上で、「自治体の市長も自らの責任として、この事態に黙することなく、原発に依存しない社会「脱原発社会」を目指し、速やかに再生可能なエネルギーを地域政策として実現することを積極的に進めていかなければならない」と記しております。

地震大国と言われる日本において、今年の悲惨な震災経験を無駄にしないためにも、水力、地熱、太陽光、風力、バイオマスなど、自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できる再生可能エネルギーへ、早期に転換を図らなければならないものであると考えており、その意味において「脱原発を目指す市長会議」の設立趣旨につきましても、理解できるものであります。しかしながら、本来、エネルギー政策は国策であり、国がしっかりと方向性を示した中で、リードしていただかなければならない政策であると理解しております。

また、市長就任からわずか1年6カ月が経過したばかりである中、本市が取り組まなければならない問題が山積している現状なども考え合わせますと、ご質問にありました、この会議への参加につきましては見合わせさせていただき、情報の収集や状況の把握に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に②ですが、環境省では東日本大震災の被災地域の復興や原子力施設の事故を契機とした電力需給の逼迫を背景として、地方公共団体が行う防災拠点等への自立・分散型のエネルギーシステムの導入事業を実施するため「再生可能エネルギー等導入推進基金」を交付することとしています。この事業では、地震や台風等による大規模な災害に備え、再生可能エネルギー等の導入を支援し、災害に強く、環境負荷の小さい地域づくりを全国的に展開することを目的としています。

なお、前年度においてこの補助事業を活用したく、太陽光発電及び蓄電池設置の要望をしましたが、千葉県におきましては、不採択となりました。しかしながら、今後におきまして国から再度同基金の交付の提案がありましたら、要望をしてまいりたいと考えております。

また、本市におきましては、本年度より本格的に太陽光発電システムを設置した個人住宅への補助金を開始したところであります。

次に、質問事項2. 国保問題について答弁いたします。

(1) ①ですが、国民健康保険は、被保険者の急速な高齢化や医療技術の高度化に伴う保険給付費の増大、さらには保険税の負担能力の低い被保険者の増加や無職の方が多いため、構造的な問題を抱え、極めて厳しい財政運営を強いられております。

このような状況の中で、千葉県においては国民健康保険財政安定化等支援方針により、都道府県を単位とする広域化が検討されており、将来一元的運用を図るための環境整備をしていくこととなっております。

また、市町村によって保険税の算定方式や税率が異なるなど課題はあるものの、この広域

化は財政基盤の安定化や事務の効率化など、さまざまなスケールメリットがあると考えております。

今回の国民健康保険法の改正において、広域化の関連としましては、都道府県単位での共同事業を平成27年度以降、すべての医療費に拡大することと、県調整交付金の割合を100分の7から100分の9に引き上げ、その分の国庫負担金を引き下げるものとなっております。

共同事業が30万円以上からすべての医療費に拡大されますと、本市の保険財政安定化事業交付金の額は、平成22年度の実績で試算しますと、約8億2千500万円から約21億5千900万円に拡大される見込となり、事業規模が2.62倍になります。この交付額を支えるため、拠出金も同様に拡大されることとなりますが、現在の拠出金の算出方法や所得割を新たに加えた算出方法でも、本市は交付金が拠出金を上回る結果となっており、試算を見る限りでは、被保険者にご負担を強いることはないと考えております。

今後、市長会や千葉県財政安定化連携会議の場においても、本市にとって将来における、より安定した国保財政を確立できる広域化を目指すための意思表示をしていきたいと考えております。

続きまして、(1)②ですが、平成20年度に開始した後期高齢者医療制度は、国保広域化の先行例として捉えておりますが、国保の構造的な問題は、広域化だけでは片付けられないことは明らかであります。地域保険である国保は、相扶共済の精神が受けやすい市町村単位での運営が理想であると考えておりますが、市町村国保の財政は非常に厳しい状況にあり、保険の性格から一般に規模が大きいほど、リスクの発生確率は安定しますし、財政基盤の強化が図られ、運営が安定することは明白であります。

国保の広域化につきましては、千葉県国民健康保険財政安定化支援方針に基づき、今後進められていくこととなりますが、市といたしましては、国の動向に注目しながら、国保運営の広域化の実現に向けた取り組みを推進し、新しい国保制度に、地域保険として担うべき役割と市の責務が明確に位置付けられるよう努めてまいりたいと考えております。

次に(2)①ですが、国保運営は療養給付費等の歳出に応じた歳入を確保する必要があります。医療の高度化、国保加入者の高齢化に伴い、療養給付費等の歳出は増加傾向が止まらない状況であります。

これに対して、歳入は平成23年度においては、徴収率の増加に伴い、増収が見込めそうではあります。長引く不況による所得の落ち込みや、無職者の増加、前述の高齢化等の要因から安定した増収は見込みにくい状況です。

現在、国民健康保険税における応能負担部分、応益負担部分のうち、応益負担部分において、低所得者層に法定軽減措置を適用しています。法定軽減部分においては、基盤安定交付金等の国、県からの財政支援があり、中間所得者層等の保険税負担を和らげる制度が取り入れられております。

また、保険税負担を軽減する方法として、一般会計からの繰り入れが考えられますが、八

街市の財政状況を勘案すると、非常に難しい状況であり、受益者負担を明確にするという目的を持った特別会計に一般会計からの繰り入れをすることは、制度の趣旨を考えると妥当とはいえず、国保加入者以外の方に運営費の負担をしていただくこととなり、不公平感を招くこととなるものと思います。

こうした現状を踏まえると、歳入の裏付けのない市独自の軽減措置を行うことは、保険税総体の減少を招き、ついでには保険税率の増加につながるものと考えられますので、市独自の軽減措置の適用は難しいものと思っております。

続きまして（３）①ですが、本市における医療費の状況ですが、国保特別会計の歳出２款２項の療養諸費と比較してみますと、平成２３年度決算見込額は約５億１千４百９万５千円となり、前年度決算額と比較すると３億８千５百８万４千円、率にして８．１パーセントの増加となっており、高い伸び率が続いている状況です。この医療費をいかにして抑制していくかが国保運営において緊急に対応すべき課題であると認識しております。

現在、特定健康診査については、生活習慣病などの疾病予防、早期発見を目的に４０歳以上のすべての被保険者を対象として集団健診方式で実施しており、負担金として１千円をご負担いただいております。

今年度は、千葉県国保連合会とも連携し、受診勧奨を実施し、受診率向上に努めてまいりたいと考えております。

また、市では重症化を予防するための高齢者インフルエンザ予防接種、疾病の早期発見・早期治療を目的とした各種がん検診事業を実施しておりますので、受診される方が受けやすい受診体制等を整え、「自分の健康は自分で守る」ためのきっかけにできるよう努力してまいります。

さて、ご質問の健診費用の無料化についてですが、現在の財政状況は非常に厳しい状況にありますので、一定のご負担をお願いし、事業を実施していくことをご理解いただきたいと思います。

次に②ですが、肺炎につきましては、高齢になるほど罹患する方が増加するという状況にありますので、「高齢者肺炎球菌ワクチン接種費助成事業」を平成２４年度の新規事業として４月１日以降の接種から助成を開始しております。対象者は７５歳以上の方及び６５歳以上の心臓、腎臓もしくは呼吸器、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいがある方とし、助成額は２千円としております。

なお、対象年齢の引き下げや自己負担額の見直しにつきましては、現在のところ考えておりません。

次に、質問事項３．安全・安心の街づくりについて答弁いたします。

（１）①ですが、本市では昭和４５年の交通安全対策基本法の制定以降、県及び関係民間団体と連携を図りながら、各種交通安全対策を推進し、交通事故の撲滅に努めてきたところでございます。しかしながら人口の増加に伴い、本市における交通事故件数は増加の一途をたどり、平成１７年度をピークに、その後徐々に減少はしているものの、依然少ない数字で

はありません。このような中、交通事故の抑止は、緊急かつ重要な課題であり、総合的、長期的な視野に立った交通安全施策が必要と考えております。

八街市交通安全計画は、交通安全対策基本法に基づき、千葉県交通安全計画と整合性を図りながら、本市の交通事情などの実態に即して、交通安全の確保に必要な施策を円滑かつ適切に推進し、積極的に交通事故の抑止に努めるものであります。

現在、本計画を早急に策定すべく事務を進めており、今後は本計画の構想をもとに、交通安全対策を推進し、交通事故の減少に努めるものであります。

次に（２）①ですが、通学路の安全点検につきましては、登校中の児童が交通事故に巻き込まれる被害が相次いだことから、各学校では通学路の点検を実施いたしました。

危険箇所の確認による経路の見直しなど、今後一層の安全確保に必要な対応を進めてまいります。

さらに学校では、①日常の登下校指導。②定期的な通学路の巡回指導。③危険箇所等の状況確認。④交通安全教室等の実施。以上の４点についても計画的に進められるようにしております。

次に、市道の整備につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用いたしまして、市道１１６号線、１０２号線及び六区１号線の道路改良工事を実施する計画となっております。

また、舗装の破損が著しい路線につきましては、主要幹線道路から順次、舗装修繕工事を実施する予定であります。

通学路につきましては、平成２１年度から歩道整備を含めた市道四木２８号線の道路改良事業を今年度も継続して実施してまいります。

また、今年度においては、主要地方道千葉川上八街線に接続する市道１１５号線の歩道整備工事と住野１４号線の道路拡幅工事を実施する予定となっております。

特に、通学路の整備につきましては、各区及び小中学校のＰＴＡ関係者から歩道整備を中心に多くの要望が寄せられておりますので、今後も現地確認を行い、通行に支障のある箇所を優先的に整備、修繕に努めてまいりたいと考えております。

次に、市道の歩道内に電柱や標識が立っている件についてでございますが、電柱につきましては、市から東京電力やＮＴＴなど、電柱の管理者へ移設を依頼する際に歩行者等の通行に支障とならないよう、極力、民地への移設をお願いしているところですが、歩道内に電柱が設置してある箇所につきましては、民地所有者の了解が得られなかったり、前後の電柱との設置位置の兼ね合いにより、やむなく歩道内に設置されているのが実情でございます。

次に、標識につきましては、幅員２．５メートルの歩道を例にしますと２．５メートルのうち２メートルが歩行者等の通行部分であり、残りの０．５メートルが標識やガードレールなどの路上施設を設置する部分でございます。

また、歩道がなく、路肩のみの道路につきましては、標識は道路の端部に設置いたします。

なお、電柱や標識が歩行者や車両などの交通の妨げとなっている箇所につきましては、現場の状況を見ながら移設を検討してまいりたいと考えております。

次に②ですが、市内にある国道の歩道につきましては、126号と409号を合わせて延長約13キロメートルのうち、7.4キロメートルが整備済みで、率として56パーセントとなっております。

その中で、特に409号の既存歩道の中で、十分な幅員が確保されていない、あるいは段差のある歩道が見受けられるのも現状でございます。

歩道整備につきましては、現況の道路用地内では歩行者の安全確保を担う歩車道境界ブロックやガードレールを設置することは難しく、また、拡幅などの改修につきましても、用地買収や建物等の移転が必要となり、時間と費用を要するため、概ね用地確保が可能な状況にある危険箇所を優先的に整備する方向であると、道路管理者でございます千葉県印旛土木事務所より伺っております。

本市の県に対する国道・県道における歩道整備等の要望につきましては、毎年、印旛土木事務所を通じ、翌年度における千葉県道路環境課所管の県単交通安全対策事業として要望しているところでございます。

具体的な要望箇所といたしましては、1カ所目には、県道東金山田台線の二州小学校から国道126号までの延長550メートルに両側歩道の整備、2カ所目に主要地方道富里酒々井線の酒々井町との行政界から住野十字路へ向かった延長320メートルに片側歩道の整備、3カ所目に同じ路線で、住野十字路から富里市方向の延長95メートルに片側歩道の整備を要望しているところであります。

また、以前から課題となっている主要地方道千葉川上八街線の川上小学校付近の交差点改良事業につきましては、今年度、測量設計に着手すると聞いておりますので、県と協力して進めてまいりたいと考えております。

このほか、各区等からの歩道設置要望として、主要地方道成東酒々井線については、ライオンズガーデン区のマンション前信号から酒々井町方向の約300メートル、県道神門八街線については全線、県道岩富山田台線については、国道126号から沖十字路について、それぞれ機会のあるごとに印旛土木事務所へ要望しているところでございます。

○丸山わき子君

私の持ち時間は、あと4分しかございませんので、簡潔な答弁をいただきたいというふうに思います。

まず、原発事故への対応についてであります。八街市にとっても大変な被害を農産物が受けているわけで、先ほどの答弁ですと、東電に対する補償要求額、状況がなかなか見えてこない。担当課の方にお伺いいたします。補償額はどのくらいだったのか。また、補償要求の何割くらいが認められたのか。その点についてお伺いしたいと思います。

○経済環境部長（中村治幸君）

市長答弁の中でお答えできなくて、大変申し訳ございません。東電の方に強く要求いたしまして、やっと出たところでございます。農業関係につきましては、全体では関係者287名の方が約2億700万円の請求をされております。それで、このうち267名分で1億3千

万円が支払われておるという状況でございます。ただし、この中にはJ Aグループとして217名の方が請求されております。請求額が約4千100万円、入金が217名で3千700万円ということでございまして、これが入っておる関係で、全体の支払額が低くなっておりますが、そのほかの落花生、あるいは個人の農業者につきましては、例えば個人の農業者ですと、44名の方が請求されまして、4千900万円のうち33名の方が入金で、2千400万円というような形になっております。

○丸山わき子君

今、部長の方から答弁いただいたところなんですが、満額補償にはなっていないと。聞くところによりますと、個人で落花生の補償を求めたと。ところが8パーセント、8割ではなくて8パーセントの補償しかなかったということで、なかなか実態と合わない状況があるようでございます。市は個人の補償については、なかなか厳しいと。J Aのようにグループであれば、かなりの力で押していけるわけですが、個人が交渉するには大変厳しいんだといった声が出ております。こういった太刀打ちできない状況に対しては、市は顧問弁護士もいるわけですから、農家、あるいは業者の補償交渉には、ぜひ、支援をするために弁護士に立ち会っていただくと、こういった取り組みをすべきではないかなというふうに思うわけです。ぜひ、そういう点での取り組みも検討いただきたいというふうに思います。

それから、もう1点、市長が脱原発を求める市長会議、ここに参加しないよと、大変消極的な対応をされております。エネルギー政策は国がやるべきことだというふうに言われたわけですが、国がやらないから、脱原発のこの市長会議がやりましょうと、エネルギー政策を提案していきましょと、そう立ち上がったんだと思います。ぜひ、脱原発、きっぱりとしていくためにも、この姿勢を貫いていただき、全国の首長の皆さんと力を合わせて取り組んでいただきたい。このことを申し上げる次第でございます。

もう一度、市長の答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

脱原発、名前が両方違っちゃいますけれども、市長会議につきましては、設立趣旨は大変理解しており、速やかな再生可能なエネルギーということは理解しております。しかしながら、エネルギー政策も先ほど申し上げましたとおり国策であります。国が方向性を示した上で、リードしていただかなければならないというふうに思っております。そうした意味と先ほども申し上げて恐縮でございますけれども、市長就任からわずか1年6カ月経過したばかりの中で、本市が取り組まなければならない課題がたくさんあるということもあわせて、今後とも、この会議につきましては、見合わせますが、しかしながら情報の収集や状況の把握には、十分努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、日本共産党、丸山わき子議員の個人質問を終了します。

会議中ですが、昼食のため休憩いたします。

午後は1時10分から再開いたします。

議員の皆様に申し上げます。

連絡事項がありますので、昼食後、午後1時に控室にお集まりください。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午後1時10分)

○議長（鯨井眞佐子君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日本共産党、右山正美議員の個人質問を許します。

○右山正美君

日本共産党の右山正美です。私は、介護保険について、そして環境問題、そして高齢者対策について伺うものであります。

まず、介護保険について伺いますが、民主党政権、野田内閣は管内閣の大震災と原発事故への対応の失策を引き継ぎ、救済、復興で立ち遅れるばかりか、被災地に追い打ちをかけるようにTPP協議への参加、消費税増税と社会保障改悪の一体攻撃に踏み出しています。

地方財政計画は、直接には消費税増税を前提とした形はとっていないものの、消費税増税を視野に入れたものになっているわけであります。自治財政局長は消費税5パーセントのうち、地方分が1.54パーセントで決着したのを受けて、実現に向け、尽力、協力をお願いしたいと述べ「自治日報」に大見出しで報じております。

住民の福祉の増進を使命とする地方自治体に対して、消費税増税を住民に押し付けるための協力を求めるなんて、とんでもありません。社会保障と税の一体改革の一環として、介護保険のさらなる改悪が進められようとしていることは、断じて許せるわけではありません。

高齢者は、制度改変のたびに負担増とサービスの切り捨てが繰り返されて、生活悪化の原因にもなっているわけであります。

そこで、保険料の軽減についてお伺いをしたいと思います。

1点は、滞納者世帯の増加、給付制限者の増加について伺うものであります。介護保険の保険料の軽減を強く求めますが、第5期の介護保険制度は、保険料の引き上げが行われました。市民からは、年金は引き下げられ、介護保険料は引き上げられ、これでは生活できない。また、年金のない人や、わずか2、3万円の年金からも容赦なく引き上げられ、そして天引きされ、「いつまで、いじめられるのだろうか」と途方に暮れています。

八街市の被保険者数1万4千594人、そのうち普通徴収被保険者数は3千94人、滞納人員は半数の1千568人、給付制限者数17人となっており、これは平成23年3月31日の記録であります。滞納世帯、給付制限者数ともに増加しており、大変な問題であります。

平成24年度からは保険料13パーセントの引き上げで、さらに滞納は増えると思いますが、この実態をどう捉えているのか。また、これまでの議会で市長は、「収入のみに着目した一律減免等は適当でない」という大変冷たい答弁でありました。実態に即して減免をすべきと思いますがどうか。

次に、第5期介護保険制度について、4点ほど伺うものであります。

1点目は、訪問介護の生活援助時間短縮について伺います。ヘルパーさんの調理、掃除、洗たくなど、在宅サービス利用時間が従来の「30分以上60分未満」「60分以上」の時間区分が「20分以上45分未満」「45分以上」に短縮され、60分の援助が一律45分に短縮されるなど、これでは在宅高齢者の気持ちに沿ったサービスはできなくなってきております。こういうことから、全国の利用者からさまざまな苦情が広がりました。こうしたことから厚生労働省も従前時間は可能との通知を出していますが、市の実態はどうなっているのか伺うものであります。

2点目に、介護予防訪問介護のサービス提供時間について伺います。

厚生労働省は、今回の改定では変更はないとしていますが、市の実態はどうなっているのか伺うものであります。

次に、送迎サービスについてですが、深刻な人手不足や事業所の経営難など、サービス提供体制の崩壊も叫ばれている中、また、介護職員の処遇改善が進まない中で、送迎サービスの低下も出てきています。市はどのように把握されているのか伺うものでございます。

4点目は、介護報酬改定見直しの問題であります。2000年度に介護保険が始まったとき、介護費用の50パーセントだった国庫負担割合は25パーセントになり、その後、23パーセント程度に引き下げられました。現在は在宅介護25パーセント、施設介護20パーセントとされ、総計はサービスの利用状況により変動という状況であります。公費負担が制限されるもとの、保険料の引き上げや介護現場での労働条件は劣悪なものとなっております。国に介護報酬の引き上げを要求すべきですがどうか、伺うものであります。

次に、大きな2点目として、環境問題について伺います。

1点目は、ごみの置き去り、ポイ捨ての対策であります。

市挙げての対策を願うものですが、市内のあちこちには、空き缶やペットボトル、ビニール袋など散乱しており、こういう状況を見かねた市民の方から路上のごみが多すぎると「何とかならないのか。2年前に引っ越してきたが八街市民のモラルはどうなっているのか。子どもの教育にもよくない」という電話をいただきました。啓蒙啓発を強め、市挙げての対策を求めますがどうか。

次に、住宅用太陽光発電設備導入と自治体の積極的な導入を求めるものですが、申請状況について伺います。

太陽光発電は、太陽のクリーンなエネルギーを利用する環境に優しい発電方法で、大気汚染の原因となる排出ガスを発生させません。二酸化炭素による地球温暖化、大気汚染が原因と見られる酸性雨など、環境問題、エネルギー資源。原発事故など考えると市として積極的な導入を進める必要がありますが、平成23年度は67件の応募で、10件の助成をしたわけではありますが、新年度の申請状況はどうか伺うものであります。

次に、市の設置計画を伺います。

行政視察した埼玉県の前橋市では、庁舎屋上に平成17年12月に太陽光発電を設置、市

民にディスプレイで情報を伝えております。市としても庁舎や学校施設など太陽光発電の設置する場所は十分にあります。積極的に導入を考えるべきと思いますがどうか。

大きな3点目に、高齢者対策についてであります。

孤独死の防止を求めて、市の対策を求めるものですが、ひとり暮らしや高齢者世帯が増える中で、安心して暮らせる施策の充実は大変重要な課題となっています。こうした中で、市でも孤独死が相次いでいますが、このようなことがあってはなりません。市の対策を伺います。

次に、高齢者の安否確認の問題であります。

地域ごとに専門員の配置を願うものでありますが、八街市高齢者福祉計画では、平成24年度から26年度の基本方針を作成、基本的方向を自助・共助・公助とした関係を目指すとしています。高齢化率は今の19.1パーセントから平成26年には23パーセントになると見られていますが、ますます市の果たす役割は重要であります。地域ごとに専門員の配置をして、高齢者の安否確認をすべきと思いますがどうか、答弁を求めるものでございます。以上です。

○市長（北村新司君）

個人質問9、日本共産党、右山正美議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1. 介護保険について答弁いたします。

(1) ①ですが、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画期間の介護保険料の算定につきましては、国から示されている単独減免に対する考え方にに基づき、収入のみに着目した一律減免、保険料減免分に対する一般財源の投入等については行わず、第4期計画に引き続き、介護保険制度の原則を遵守し、第5期介護保険事業計画における介護給付費見込額に基づき算定した保険料でございます。

したがって、当該計画を実施していく上では、計画で見込んだ保険料を確保する必要があるため、介護保険料の軽減につきましては、本市の介護保険料減免取扱基準に従い、災害により著しい損害を受けた場合、長期入院により収入が著しく減少した場合、失業等により収入が著しく減少した場合など、被保険者個々の事由に応じ、対応をしてみたいと考えております。

次に(2) ①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

本年4月、3年に一度の介護報酬の改定が行われたところでございます。改定により、要介護認定者への訪問介護サービスのうち、食事作り・掃除・洗濯といった「家事援助」のサービス提供時間の「30分以上60分未満」と「60分以上」を、「20分以上45分未満」と「45分以上」の区分に改定されました。

介護保険サービスでは、在宅の要介護者には、毎月介護支援専門員が自宅を訪問し、利用者の相談を受け、生活の課題や意向を把握し、介護サービスの提案や調整を行っているところでございます。

今回の改定につきましても、サービスの利用内容や利用者・家族の生活状況を介護支援専

門員が確認し、報酬の改定によって利用者の生活に支障を来すことがないように、サービス事業所との調整にあたりました。

現場の状況としましては、サービス内容を見直し、必要な生活援助のサービスを4月以降も利用していると聞いております。

また、要支援認定者の介護予防訪問介護につきましては、サービス提供時間による報酬の区分ではなく、「週の利用回数ごとの区分」となっていました。報酬改定後も、この区分に変わりはなく、1回概ね60分程度のサービスは継続して提供されているものと聞いております。

本市としましては、介護給付費が増加する中、限られた人材の効果的な活用を図り、より多くの利用者に対し、適切な生活状況の把握とケアマネジメントに基づき、サービスが効率的に提供されるよう取り組んでいく所存でございます。

次に③ですが、通所介護・介護予防通所介護、通所リハビリ・介護予防通所リハビリ、短期入所生活介護等のサービスにおいて、介護報酬による送迎サービスが提供されています。

平成14年4月の介護報酬の改定による通所介護等の送迎サービスの取り扱いに大きな変化はなく、今後とも送迎サービスの継続によって、移動が困難であるがために通所介護等が利用できないことがないように、介護保険事業に取り組んでいく所存でございます。

次に④ですが、平成24年度介護報酬改定により、訪問介護サービスの例では、1日複数回の短時間訪問により中重度の在宅利用者を総合的に支援する観点から見直しが行われた結果、身体介護では、新たに「20分未満」の時間区分が創設されましたが、要介護1・2の利用者は対象外となりました。しかしながら、高齢者が住みなれた地域で安心して自立した生活を営むためには、利用者個々の実情に応じた介護保険サービスの充実を図る必要があるため、適切なアセスメントとケアマネジメントの確立に重点を置き、身体介護サービスの制限となるような今回の改正を改め、従来の算定要件に戻すよう全国市長会を通じて国に要望してまいりたいと考えております。

次に、質問事項2. 環境問題について答弁いたします。

(1) ①ですが、八街市では、さわやかな環境づくり条例を制定し、市民と市が一体となって、清潔で美しい街づくりを進めています。残念なことに不法投棄や迷惑行為が後を絶たないのが現状です。

市では、モラルやマナーの向上を図るため、広報やちまたなどを利用して、ごみのポイ捨て防止に向けたPR活動を行うとともに、市内一斉のゴミゼロ運動や、ごみが不法投棄されないように、看板などを設置しています。

これからも、市といたしましては、ポイ捨てをしないよう広報紙等を通じて周知するとともに、不法投棄監視員等によるパトロールをより強化してまいりたいと考えております。

次に、(2) ①ですが、八街市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱により、太陽光発電システムを設置後の補助となることから、6月1日からの申し込みとなり、広報、ホームページで掲載し、設置された方に対し、申請を受け付けており、現在1件の申請を受

けております。

次に②ですが、再生可能なクリーンエネルギーの1つであります太陽光エネルギーを有効に活用し、環境問題に貢献することは非常に有意義なものと考えます。しかしながら、市庁舎や総合保健福祉センター分の契約電力371キロワットすべてを太陽光エネルギーだけで賄うことは、パネル面積的にも難しいものと考えております。

現在、市庁舎におきましては「非常用電源設備」の設置を優先的に検討しております。

地方財政計画の東日本大震災分における充当率100パーセント、交付税措置70パーセントという緊急防災・減災事業による検討であります。

停電の際、非常用電源設備により契約電力の6割から7割程度を賄おうとするものです。市庁舎への太陽光発電設備導入に関しましては、非常用電源設備設置後に、契約電力に対する不足分を対象に検討したいと考えております。

また、学校における設置計画につきましては、これから朝陽小学校の改築がありますので、実施設計の段階において災害時を想定し、自立運転機能付きで既に設置済みの八街中央中学校と同程度の装置をコスト面を含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、質問事項3. 高齢者対策について答弁いたします。

(1) ①、(2) ①につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

誰にも気付かれずに亡くなり、何週間もたってから発見される「孤立死」「孤独死」について報道される機会が増えています。

本市における孤独死防止の対策ですが、ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯に対し、ボタン1つで急病など緊急事態に通報ができ、月に1回、安否確認の電話を行う緊急通報装置設置管理事業や健康保持と安否確認を兼ね、週1回お弁当を配達する配食サービス事業を実施しております。

孤立感、不安感から訪問を希望するひとり暮らしの高齢者宅には、ボランティアの方々の訪問を開始し、また、民生委員の方々にもご協力をしていただいているところでございます。しかしながら、増加する高齢者の安否の確認については、行政だけでなく地域の協力も必要と考えており、本市といたしましては、高齢者宅を訪問する機会の多い各種配達員や検針員などの民間事業者から「配達物がたまっている」「いつも雨戸が閉まっている」「洗濯物が干しっぱなし」など、安否が気遣われる場合は、市に連絡をもらい、速やかに対応ができるよう、民間事業者の力をお借りし、高齢者住みなれた地域で安心して暮らせるよう、高齢者を見守るネットワークの構築を進めていきたいと考えていることから、現在、地域ごとに専門委員を配置することは考えておりません。

○右山正美君

介護保険では、介護報酬関係の見直し、これは国の方に要望していくという答弁でありましたし、国の施策によって、やはり地方自治体が大きくねじ曲げられてしまうということなんです。国の影響が地方自治体にも影響が出てくると。そういったときに、国とか県とか、そういった影響は、地方自治体では防波堤になって、やはり住民のことを考えて、施策を進

めていくということは、私は肝心ではないかと、そういう具合に思いますし、地方自治法第1条の2第1項では、そういったことは、住民の福祉や安全を守っていくということが書かれているわけであります。ですから、私は国の施策は施策ですけれども、しかし地方自治体としての役割というのは、しっかりとやっていかなきゃならない。そのために、そういう施策を積極的に進めている地方自治体もあるわけであります。

私は、檀上で言いましたとおり、現状の実態がどうなのかということを行いました。普通徴収、これは年金がない人たち、これが3千94人。その方たちの中で、1千568人、半数以上が滞納という形、実態が出ているんですよ。給付制限が17人という統計が出ているんです。担当課としては、この実態をどのように受け止めているのか。担当課としては、いろいろ施策を具体的に進めて、かなりの部分で住民が不利にならないようにといったことで一生懸命やっている姿はわかるんですが、やはりこういった実態を如実に実感して、あるわけですから、やはりその辺は実直に捉える必要があると思うんですけれども、担当課はどのように考えていますか。

○介護保険課長（宮崎 充君）

滞納者の方々にに関してでございますが、まず、推移を決算ベースで申し上げさせていただきますと、平成20年度では973人、平成21年度では1千23人、平成22年度は965人となっております。平成23年度につきましては、これは5月14日現在でございますが、1千164名の方が保険料を滞納されております。

また、滞納者のうち給付制限を受けている方については、平成20年度では13人、平成21年度では19人、平成22年度では17人でございます。一応、介護サービスを利用されている方については、平成20年度では7人、平成21年度では9人、平成22年度は6人となっております。平成23年度につきましては、議員さんがおっしゃったように給付制限17人でございますが、うち11名の方がサービスを利用しているという現状でございます。

この給付制限対象者につきましては、過去において介護保険料の未納者という形で、保険料徴収の権利が時効によって消滅して、未納期間を有する方という形で、この制度に対する不満、理解不足等が主な滞納理由ではないかというふうに思っております。この給付制限を受けている方の保険給付状況につきましては、支払方法の変更によりまして、給付額の減額で通常1割の負担でございますが、それを3割負担で介護サービスを利用いただいているという状況でございます。

今後の滞納者への対応といたしましては、経済的に支払いが困難な方には分割で納めていただいたり、納期を延長するなど、納付相談を介護保険課窓口で実施しております。

また、事由によって来庁できないという方については、電話等で連絡いただければ職員が直接自宅に出向きまして、説明、相談に伺っております。今後も引き続き、このような形で実施していきたいというふうに考えております。

○右山正美君

担当課としても、そういう努力をされているということは伺っておりますし、掌握されているかどうか、わかりませんが、支払い困難者といえますか、そういった方たち、この実態というのは、掌握されているのかどうか。その辺についてはどうでしょうか。

○介護保険課長（宮崎 充君）

支払い困難者の把握ということでございますが、減免の基準がございますが、あくまでも申請という形でございますが、個々の困難者が何名というふうな数字は調べておりません。

○右山正美君

3月議会でも、私は介護保険をやりました。そのときに、減免取扱要綱、これは介護保険の取扱要綱ですけれども、この中で、やはり災害、入院、障がいを受けた場合、失業、不作とか、そういった農業・漁業関係の所得の減少と。貧困というのが、これは生活保護を基準とした人たちですね。生活保護を受ける、それに近い人たちというのは、かなりの部分であるんですよ。例えば年金が2万円とか、3万円とか、4万円とか、そういう方たちは生活保護基準に達しているんですよ。同等の感じなんです。そういった人たちに、取扱要綱は申請減免だというふうに言われましたけれども、確かにそうですけれども、やはりこういうところに光を当てていかない限りは、私は大変なのかなというふうに思いますよ。まして、普通徴収の方々だって、生活保護基準以下の人たちがいっぱいいらっしゃるというふうに思うんですよ。その掌握をやはり私はすべきだと思いますけれども、先ほど担当課から言われました減免取扱要綱基準によって、申請は何件かされているのかどうか。今まで、これが活きているかどうかというのにもつながっていくわけですが、どうでしょうか。

○介護保険課長（宮崎 充君）

平成23年度は、震災の関係で、東北、福島の方からの転入者の関係でございますが、ただ、通常の減免という形では、平成23年度はございませんでした。ただし、平成22年度につきましては、失業による収入の著しい減少という形で、1名の方の申請はございまして承認はしてございます。

○右山正美君

先ほど言いました生活保護基準に基づく要保護世帯、これと掛ける1.5倍、こういう人たちもやはり救済措置をしていく必要があると思うんですけれども、その辺の検討はキャラバンの社会保障推進協議会なんかでも、盛んに言っているんですけれども、その辺についての検討というのは、これは市長、ちょっと唐突であるかもしれませんが、その辺の認識といえますか、生活保護の人たちは、こういった形で保護の方になっているんですけれども、やはりそれに近い人たちがかなり多いんですよ。それは、やはり未収納とか、そういう形でどんどん増えてきているんですけれども、やはりそういったことまで、この取扱減免も含めて検討していく必要があるんじゃないかというふうに思うんですけれども、今後の方向として、その辺を検討していただけないかどうか。その辺についてはどうでしょうか。

○市長（北村新司君）

介護保険料の軽減につきましては、あくまで介護保険料減免取扱基準に従いまして、先ほ

ども申し上げましたけれども、災害により、著しい損害を受けた場合、長期入院により収入が著しく減少した場合、あるいは失業等により収入が著しく減少した場合等、保険者の個々の事由に応じまして、しっかりと相談、対応をしてまいりたいと思っております。

○右山正美君

市長、私が言ったとおり、なぜ、そういった状況で、そういう滞納者も増えたり、高齢者ですから、高齢者施策を充実していくという市長の政治姿勢にも関わる問題なんです。この減免取扱要綱を生活保護世帯の部分もあるわけですから、この部分に入る人たちというのは、生活保護をもらっていませんけれども、それにかわる人たちがいっぱいいるわけですよ。ですから、そういう人たちもやはり救う手だてを考える必要があるだろうということで、その取扱要綱を見直しをしてくださいというふうに言っているんですよ。ですから、あまり時間がありませんけれども、これも今後、担当課を含め、やはり検討課題に加えていただきたいと思います、このように思います。

この介護保険については、市長は国のせいだ、どうのこうのと言いますけれども、これはあくまでも自治事務であって、国は指導だけです。裁量権は地方自治体にあるわけですから、だから減免はできるし、いろんな面で保険料の減免もできるわけですよ。そういったものをやらないということが、おかしいわけで、ほかの市町村では一般会計から繰り入れをどんどんやって、保険料も独自減免をやっているわけですから、その辺のところはやはり考えていただきたいと思います、このように申し上げておきます。

次に、環境問題に移ります。

ゴミゼロが昨今ありましたけれども、これでかなり市内がきれいになりましたね。かなりごみが散乱しているところも住民の皆さんの力で、本当にきれいになりました。しかし、これからまた散乱が続くわけですから、ゴミゼロを市民の協力をもう1回ぐらい余計にやったらどうかと思いますけれども、その辺の検討はされていませんか。

○経済環境部長（中村治幸君）

確かにゴミゼロ運動をやりますと、大変効果が上がってきれいになるということで、多くの方にご参加いただいております。ただ、これを2回、3回というような形ということについては、今後検討課題ということで、現在のところは考えておりません。

○右山正美君

電気製品とか、大きなごみについては、環境課に連絡すれば、それはすぐ担当課が応えてくれるということになってはいますが、小さなごみとか、缶とか、プラスチックとか、そういったものが、あまりにも八街は多過ぎて、これを何とかしなければということになるんですけれども、市の努力も必要になってくるし、我々もやはりやらなきゃいけないというふうには考えているんですけれども、とりあえず、このゴミゼロが1回だけじゃなくて、年に2回になれば、もっともっとすがすがしい市にもなれるんじゃないかなというふうに考えていますけれども、さらにこれは検討を加えていただきたいと思います、このように思います。

次に、太陽光ですが、6月1日から受け付けて1件という形ですね。私どもは行政視察をやらせていただきまして、戸田市というところに行きました。ごみの問題もですけども、行った人はわかるんですけども、マスターウーマンといいますか、あの方はごみを専門に長年やってきたと思いますけれども、ものすごい詳しくて、ごみはごみじゃなくて資源だと、お金に変わるんだと、そういった意識を持ってやっていらっしゃる方で、17分別をやってそれで鼻をかんだごみまで、これがお金に変わるんだという、戸田市はそういった施策を持ってやっているところなんです。かなり積極的に対応されている市というふうに伺います。

そういったところも太陽光は、平成17年に庁舎にももちろんやりました。一般にもやりました。最初は平成17年には、31基とか、35基とか、32基とか、43基とかというふうに低迷しておったわけですけども、平成22年度、大地震を境にどんとはね上がりまして、去年77基、平成23年度が85基という形で、やはり市民の意識も様変わりして、やはり自然エネルギーだということで、意識が変わってきていますし、自治体としても、平成17年に屋上に相当数の太陽光発電をやっております。戸田市は太陽光だけではなくて、さまざまな高効率給湯器による二酸化炭素削減という形で、そういった助成もどんどんしているんですよ。やはり八街市もそういった面では、エネルギーは国の政策だなんて、云々と言っていることだけじゃなくて、八街市はどういった形で削減を地球環境のためにも、二酸化炭素削減のためにも、どういう形でやっていくんだと、全くそういった姿勢があらわれていないんですよ。ただただ、学校に施設を付けますとか、そういっただけでね。前の前の議会でも、丸山議員がそういうことを積極的にやっている自治体もありますよと提案されました。しかし、八街市は全くそういうのに呼応しないというのは、どういうわけでしょうかね。

やはりそういった二酸化炭素削減とか、いろんな問題、あるいは電気の供給を減らしてくださいとか、東京電力がまた来るわけですから。そういった意味では、私は積極的に庁舎関係もやっていかなきゃならないんじゃないかというふうに思いますよ。

私の家は太陽光発電にしました。3.58キロワット、石油にして268リットル、二酸化炭素にして372キロを私の家では削減しました。ソーラーカーにして1万2千392キロメートルで、オランダまで、あと288キロメートル手前まで、行きました。こういうデータが出るんです。今まで3月30日に設置しまして、6月の今現在で発電が1千184キロワットになりました。売電が900キロワットです。掛ける42円、3万7千800円。これは当然に買い取ってもらいました。こういう形で一般の家庭もどんどんそういった意識をやはり作っていくことも必要ですし、6月1日から1件しかないと言われましたけれども、これは30件は助成金として300万円とっているわけですから、ですからどんどん啓発啓蒙して、積極的な対応を自然エネルギーということで、国のエネルギーを創出していく、このことを私は大変重要だというふうに考えております。特に庁舎については、やはりどんどん進めていく自治体も増えてきているわけですから、ただ単に教育施設だけではなくて、やはり庁舎にそういうアピールをしていく。自然エネルギーを進めていく。八街市もそういった面では、さんさんと輝く太陽がいっぱい降り注いでいるわけですから、そういう面では積

+

極的に進めていっていただきたいと、このことを申し上げていきたいと思ひます。

何度とも言うようすけれども、介護保険、これはやはり保険あつて介護なし。どんどん保険金を払つても介護難民になつていく。労働者の実態も大変な状況であるということを行わざるを得ませんし、政治の本来の役割は国民の命と健康、生活を守るといふところにあるわけですから、この基本の柱をしっかりと据えて、介護保険等も進めていっていただきたいと思ひます。以上で終わります。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、日本共産党、右山正美議員の個人質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 1時50分)

(再開 午後 2時00分)

○議長（鯨井眞佐子君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を許します。

○京増藤江君

それでは、私は教育問題、子育て支援、青少年支援の充実、道路の安全対策の強化について伺ひます。

少子高齢化、放射能問題など、今、日本には解決すべきさまざまな課題があります。これらの課題を解決するためには、若者の力が必要です。若者が本来の力を発揮するためには、乳幼児期から青年期まで、家庭・行政・学校・地域がそれぞれの役割を發揮しなければなりません、特に行政の責任は重大です。八街市は青少年健全育成都市宣言もしており、宣言にふさわしい施策の実施が求められています。

八街市の児童・生徒の不登校率は、小学校で県平均の3倍、中学校で2倍です。平成18年度の小学校の不登校率は0.81パーセント、40人。中学校は5.10パーセント、145人です。平成23年度、小学校の不登校率は0.90パーセント、36人です。中学校は6.80パーセント、162人であり、不登校率は平成18年度と比較すると増加しています。日本共産党は、この間、不登校の子どもたちに対応するために、ナチュラルの改築、各中学校の適応教室への人員配置、家庭訪問員の設置等を提案してきました。しかし、不登校をなくすためには、さらなる取り組みが必要です。乳幼児期から青年期まで、健全に育成できる市政を求めて4点伺ひます。

1点目に教育問題についてです。学校は楽しく学び、生活できる場でなければなりません。どの子どもも勉強がよくわかり、先生方が子どもの家庭環境やいじめなどの状況をきちんと把握し、問題があれば早期に対応できる体制が必要です。そのために、教員、相談員を増やすべきです。学力向上推進員を増やし、複数担任制を実現してはどうか。また、家庭訪問相談員を各中学校区に配置を求めるがどうか。

大きな2点目に、子育て支援、青少年支援の充実についてです。

初めに、子育て支援についてです。虐待の早期発見につなげるために、乳幼児健診など、あらゆる機会を通じて、気軽に相談してもらえるようアピールしてはどうか。

次に、子どもたちの居場所確保についてです。各学区に児童館を早期に設置することとあわせ、親子の交流の場の充実が必要です。福祉センター3階の機能訓練室とスポーツプラザ2階の第1会議室が子育て支援の部屋として開放されていますが、子育て支援や親子遊びなどの支援をする専門のスタッフはいません。スタッフの配置で次世代育成支援の充実を求めるがいかがか。

3点目に、子育て新システムについてです。児童福祉法第24条では、市町村は保育しなければならないとなっていますが、子育て新システムでは、児童福祉法の市町村の保育実施責任をなくします。保育園を市場化し、保護者と園が直接契約を結ぶことになり、保育園探しも親の自己責任となり、待機児童の解消も保証されません。現行の公的保育制度を守れと全国各地で新システムに対する反対運動が広がっています。制度の導入をしないよう国に要求するとともに、八街でも導入しないよう求めるがいかがか。

次に、青少年への支援についての1点目に、ひきこもり対策についてです。ひきこもりになっている人は全国で100万人とも言われ、大きな社会問題になっていますが、どこに相談すればいいのか、わからないこともあります。八街市では不登校率が高い状況が長年続いています。不登校が解決しないまま中学校を卒業した後、社会参加ができていのかなど、そのような調査もなく、状況がわかりません。また、「子どもが一旦就職した後、ひきこもりになった、どこに相談したらいいのか」という声もあります。義務教育終了後の青少年の実態把握をし、ひきこもり対策と青少年に関する相談窓口を開設すべきと思うがどうか。

大きな3点目に、道路の安全対策強化についてです。

交通事故防止対策についてです。登下校中の児童など、歩行者が犠牲となる交通事故が全国で多発しています。日本では、交通事故死の中で一番多いのが歩行者であり、歩行中の死者の割合は34.9パーセントです。フランス11.6パーセントの3倍です。内閣府交通安全白書2011年版によります。

そこで、市内の安全対策を求め、3点伺います。

1点目に、速度規制についてです。日本共産党は危険な生活道路の速度規制を求めてきました。昨年の6月議会において、私は東小学校北側道路の最高速度を30キロメートルに規制するよう求めましたが、市長は警察署の指導に従い、路側帯を広げ、車道幅員を狭めて速度規制をする方式が好ましいと答弁されました。しかし、その1年後の議会、昨日ですけれども、今年度中に実施すると、わずか1年で変わりました。このことを見ましても、市民の安全を守るために、市が積極的に取り組むべきであるという教訓があるのではないのでしょうか。館山市や京都府で相次いだ登校中の小学生が犠牲になる交通事故を教訓にするために、市原署と道路を管理する県や市原市、市教育委員会は29日に市内小学校通学路の危険箇所を緊急点検しました。通学路の安全に関わる部署が情報を共有して、速やかに対策をとって

います。県教育委員会や県警は、今後、県内各地で通学路の点検を本格化させるとしています。事故が起きてから対応しても遅いのです。致命傷にならない限界速度が、車速30キロメートルであり、歩道はない危険な通学道路の速度規制について、県警に積極的に提言すべきと思うがどうか。

2点目に、カーブミラーの設置についてです。カーブミラーの設置については、区長が地権者から承諾書をもらうことになっています。地権者が地元の方の場合、お願いしやすい場合もあると思いますが、他市に住んでおられる場合は難しいこともあります。区長に責任を負わせるのではなく、市が関わるべきと思うがどうか。

3点目に、一区50号線の拡幅についてです。車の交通量が多く危険な一区50号線については、一貫して拡幅と歩道設置を要望してきました。現在、実施している他の路線工事が終了した後、検討するとのことですが、早急な実施計画を求めます。

また、一区50号線脇のT字路の畑の一部分を道路として使わせてもらっていますが、たびたび陥没して危険です。さらに出入り口の部分も隅切りをするなど、改修が必要であり、早急な対応を求めるがどうか。

以上の質問に明解な答弁を求めます。

○市長（北村新司君）

個人質問10、日本共産党、京増藤江議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項2. 子育て支援・青少年支援の充実をについて答弁いたします。

(1) ①ですが、児童虐待につきましては、現在、家庭児童相談室において、さまざまな虐待の相談や通告を受けるとともに、児童相談所はもとより、警察、保健所、民生委員・児童委員協議会及び市役所の関係部署等の関係機関と連携を図りながら、虐待の早期発見、防止に努めております。

虐待につながるような育児への不安などを新生児訪問や乳幼児健診などの機会を活用して、子どもが幼い頃から気軽に相談できる体制を整えることで、虐待の未然防止を図るとともに、早期発見に努めております。

また、今までよりもさらに関係機関の支援の幅を広げ、引き続き連携を図るために、本年4月1日には、児童福祉法に基づいた「八街市要保護児童等対策地域協議会」を設置したところであります。

なお、虐待を受けたと思われる児童を発見した方は、速やかに通告する義務があること、通告は匿名性が確保されること、通告は虐待者である保護者の支援につながることなど、虐待通報に関する意識を高めるよう、広報などにより周知をしていきたいと考えております。

次に(2) ①ですが、本市では、安心して子どもを産み、育てることができるよう、子育てのしやすい街づくりを進めるため、八街市総合計画2005の第2次基本計画及び八街市次世代育成支援行動計画に掲げた各種事業を推進しております。

放課後を安全に生き生きと過ごすことができる場として、市内全小学校区に児童クラブを設置し、その充実を図っているところであり、本年7月には朝陽第三児童クラブを開設いた

します。

また、小学校入学前のお子さんへの子育て支援の1つとして、一時保育や子育て支援センターの充実、また、在宅で子育てをしている家庭の親子に対し、各保育園の遊戯室や園庭を開放しているほか、総合保健福祉センターとスポーツプラザ体育館の一室を市の業務に支障のない範囲で開放し、親子の遊びや交流の場を広げることにより、在宅の親子に安全な遊びを提供するなど、支援をしているところでありますので、引き続き、これらを活用していただきたいと考えております。

次に②ですが、本市では、実住保育園と風の村保育園八街に子育て支援センターを併設し、さまざまな催し物や育児相談を行っているほか、他の保育園や公立幼稚園では園庭を開放しております。

また、市役所の業務に支障がない範囲で総合保健福祉センターとスポーツプラザ体育館の一室を子育て親子が交流できる場として開放しており、それぞれ多くの方にご利用いただいております。しかしながら、総合保健福祉センター3階の機能訓練室は、介護予防運動教室の会場としても使用していることから、子育て親子が交流できる場の常設につきましては、現時点では非常に難しいものと考えております。

このため、社会福祉法人開拓が平成25年4月に開設を予定している（仮称）開拓保育園に、市立実住保育園と風の村保育園八街と同様な子育て支援センターを併設できないか、担当者レベルでの協議を現在進めているところであります。

次に(3)①ですが、「子ども・子育て新システム」につきましては、現在、開会中の国会において審議されているところですが、この新システムは「社会保障と税の一体改革」における消費税の増税分を恒久財源としていることから、消費税の増税法案等の審議状況も踏まえる必要があり、いまだ不透明な部分が多いものと考えております。

このため、現時点においては、近隣市との情報交換に努めるとともに、引き続き国の動向を注視してまいりたいと存じます。

次に質問事項3. 道路の安全対策をについて答弁いたします。

(1)①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

速度規制につきましては、千葉県公安委員会が設定しております。市としましては、地域の代表からの要望や規制しようとする地域の交通事情などを考慮し、佐倉警察署を通じて千葉県公安委員会に設定を要望しているところであります。

本年も5月15日付で速度規制5カ所を含む要望書を佐倉警察署に提出しているところでございます。

また、カーブミラーの設置につきましては、地域の代表からの要望や交通事情を考慮し、設置を行っているところでございます。

なお、交通事故を抑止するために、他に注意喚起を促す看板や自発光道路鋸等を設置するなどの交通安全対策を図るとともに、警察や交通安全協会などの関係民間団体と連携を図りながら啓発活動を実施しております。

次に③ですが、ご指摘の一区50号線の拡幅につきましては、先の3月議会で小高議員の一般質問に対し答弁しましたとおり、特に、朝夕の通勤通学時間帯の交通量が多く幅員が狭いため、拡幅の必要性は強く認識しているところであります。しかしながら、道路拡幅には多額の費用がかかることから、本市の財政状況を考えますと、一度に複数の道路拡幅事業を実施することは困難な状況でありますので、現在進めている市道四木28号線道路改良事業が完了した後、財政状況を考慮しつつ、検討してまいりたいと考えております。

なお、当該道路の拡幅事業を実施する際の概要につきましては、車両のすれ違いが可能な幅に車道を拡幅し、片側に歩道を設置する計画であります。

○教育長（川島澄男君）

質問事項1. 教育問題について答弁いたします。

(1) ①ですが、教育委員会としては、各学校に授業の改善を指導したり、学力向上推進委員を派遣したりして、1人でも多くの子どもたちが学習内容をよく理解し、「できた」「わかった」という喜びを味わうことができるように努めてまいりました。

今後もそれらの取り組みが充実できるように、努力してまいります。

次に②ですが、各学校では、複数の教職員が子どもたちに関わることができるように配慮しております。そして、一人ひとりの学習の理解度はもちろん、集団における人間関係、家庭での生活状況等を把握できるように努めております。

次に③ですが、教育委員会として、本年度、特に不登校になる以前に不応を起こしている児童・生徒の早期発見と早期対応を各学校に指導しております。

さらに、中学校区の連携を活かした魅力ある学校づくりを推進することで、不登校の未然防止に努めてまいります。

次に、質問事項2. 子育て支援・青少年支援の充実について答弁いたします。

(4) ①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

本市においては、家庭児童相談、学校教育相談及び家庭教育相談窓口を開設し、広報で毎月、相談日をお知らせしております。

その中で社会に出た子どものひきこもりに悩む親からの相談を家庭教育指導員が受けることもあります。内容に応じて他の相談機関へつなげる対応を行っております。

他の相談機関としては、千葉県が設置した「ひきこもり地域支援センター」をはじめ、精神保健福祉センターや保健所、児童相談所など、相談内容に応じた窓口を紹介したいと考えております。

さらに、本年7月に千葉県が開設する「子ども・若者総合相談センター」とも、連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

それでは、自席から質問をいたします。

今の教育長の答弁によりましても、現場では大変努力されている。子どもたちが勉強が「わかった」「できた」と思えるような、そういう努力をされていると。私、これはよくわ

かるんです。どこの学校に行っても先生方は必死です。本当に涙ぐましい努力をされていると思うんですね。しかし、実際には八街市の不登校率、先ほども檀上で申しましたけれども平成18年度と比べても減っておりません。そして、平成13年度と比べますと、平成13年度の小学校の不登校率は0.67パーセントだったんです。ところが平成23年度は0.90パーセント、中学生は5.5パーセントから6.0パーセントに。決して減っていないんですね。この間、不登校になった子どもさん、親御さんがどれだけ苦しんでこられたか。やはりこのことに、私たちはしっかりと向き合わなければいけないと思うんです。

それで、まずお聞きしたいんですけども、八街市の不登校率、本当に改善している部分もこの2、3年の間にはあるんですけども、県平均と比べると高いと。不登校も高いんですが、長欠者について小中学校は、県平均と比べてどうでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

数字は持ち合わせておりませんが、高いというふうに記憶しております。

○京増藤江君

高いということは、やはり2倍、3倍と、こんなふうの高いと見ていらっしゃるわけですね。

○教育次長（長谷川淳一君）

今、確実な数字を持ち合わせておりませんので、何倍とかということは申し上げられませんけれども、高いというふうな認識は持っております。

○京増藤江君

これは、小学校で特に不登校の子どもたちが減っても、長期欠席が増えている。こういう状況もありますから、不登校の部分だけ、30日以上休んでいる、そういうところだけ見ても不登校を抜本的に改善することはできないと思うんです。それで、小学校のときに、例えば15日から29日まで休んだ子が中学校になったら本当に不登校になってしまう。こういうことは、恐らく八街ではあるだろうと思います。ですから、私は小学校の段階で不登校をなくしていく。このことに力を入れなくてはいけないと思うんです。この小学生の不登校、また、長期欠席を解消するために、どのように対応されるのか、伺いたいと思います。

○教育長（川島澄男君）

議員さんの捉え方を1つ確認したいと思うんですけども、長欠というふうにした場合には、病気の子どもたちも、その中に入っていくということをご理解ください。不登校は病気を除いた欠席の児童・生徒、そういうふうには理解していただければと思います。

そういうところから、その不登校率、または長欠者の数が八街は多いというご指摘なんですけれども、私もこの2年間、学力向上と長期欠席者の特に不登校者の解消ということで、さまざま学校と連携を図りながら、また、地域と連携を図りながらやってきておるわけでございます。不登校には具体的に、さまざまな要因がありますので、まず家庭教育を大事にしていこうという家庭教育の取り組み、それから地域からの声かけ運動、見守り活動、そういうことを本年度は八街っ子サポート連絡協議会というものを立ち上げましたので、そういう

ことで取り組んでいきたい、そんなふうに考えております。

○京増藤江君

教育長、現場の努力はよくわかっていると。私は、これは最初に申し上げました。それで、不登校と病気などの長欠、これもありますよということなんですけれども、例えば長欠者の場合、病気、また経済的理由、不登校、その他があるんですね。平成24年3月時点で、例えば病気の小学生39人、その他が19人なんです。その他というのは、これはもしかしたら不登校に移行する子かもしれない。そういうことも考えておく必要があると思うんですね。それで、15日から29日休んだ小学生は163人なんです。平成22年度は137人なんです。不登校の数は減ったんですけども、15日から29日休んだ小学生は増えているんです。だから、こういうところを、私はやはり見ていく必要があると思うんですよ。別に病気もあります。確かに病気もあります。しかし、八街市の場合は不登校が多いわけですから、ここをどうするかという点で、教育長、また現場で本当に努力されているというのは、私はよくわかります。しかし、お子さん、そしてご家族がどんなに苦しんでおられるか。そして行き場がないために精神的にも落ちつかない、そういうことになると思うんですよ。例えば小学校4、5年生、ギャングエイジと言われる子どもたちは、群れて遊ぶのが当たり前。そういう子たちが学校に行けなくて、家にいたらどうなるんでしょうか。今、福島の子どもたちが外に出てなかなか遊べない。成長がどんなふうになるだろうかと、大変心配されている。やはり八街市でも不登校になっている子どもたち、また、15日から29日休んでいる子どもたちが大勢いる。私は必要なのは、そういうときに学校に行けなくても、子どもたちが群れて遊んだり、大人に見守られる、そういう場が必要だと思うんですよ。でも、そういう場がなかなかできないから、まずは不登校を出さない。そういう元気であるけれども、学校に行けない長欠者を出さない。その方針がどうしても必要だと。その方針がちょっと弱かったから、こういう県平均と比べても高い不登校率が続いてきたんじゃないかと思うわけなんです。

ですから、家庭の教育力、本当に大切だと思うんです。でも、八街の場合、本当に所得が低い、そういう状況が続いております。親御さんも昼も夜も働かなきゃならない。そういう方々も結構あるんですね。だから、家庭に対してどう応援できるか。私それはやはり学校が中心になって、親御さんを励ましていく。また、PTAでも、そういうこともちゃんと話し合っ、本当に大変なご家庭にある人たちを励ましていく。そういう中で、いい方向に物事が進んでいくんじゃないかと思うんです。

ですから、私は、なぜ人を増やさなければいけないかということを経最初に言いましたけれども、特に小学校の段階で不登校を出さない。こういう方向が必要だと思うんですよ。今、小学校で不登校になっても、行き場がほとんどないように思います。平成23年度に36人の小学校の不登校のお子さんがいらっしたんですけれども、このお子さんたちはどこで過ごしたんでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

推測でございますけれども、学校に行かれない子どもたちですから、ほとんどは家庭で過ごしていることだと思います。

○京増藤江君

恐らくそうだと思うんですね。やはり群れて過ごさなきゃならない年齢の中で、このお子さんたちの行き場所がない。これは、私はしっかり対応していただきたいと思うんです。

それで、平成23年度末の長欠生徒の義務教育終了後の進路状況についてなんですけれども、進学もせず、就職もしない、家庭にいらっしゃる方が20名ということをお聞きしているんですけれども、この方たちのその後については、どうなっているのか、調査されたのでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

調査は行っておりません。

○京増藤江君

例えば不登校のお子さん、数としてはそんなに毎年毎年減らないわけですから、多少の変動はあっても減らないと。こういう中で、進学もできない、そして就職もできないで家にいらっしゃる方が、例えば20名、毎年いるということになるのかなと。そして、定時制や公立高校、私立高校、またサポート校に行く人たちもあるんですけれども、サポート校とか、通信制の学校であれば、毎日通学しなくてもいいわけなんですけれども、不登校だった人たちが高校に進学しますと、本当に登校したことで、きちんと登校した日にちが数えられて進級していくと。本当に高校を卒業できたのだろうか、私はこういう調査も本来ならば必要だと思うんです。義務教育で不登校になってしまった人たちの進路がどうなっているのか。私は、これは若者の幸せを考えていく上では、本当に大切な調査ではないかと思っています。

次に移りますけれども、青少年、特にひきこもりについて、私はこれは対応策が必要だというふうに要望したんですけれども、この青少年相談員の中で、こういう相談も出るというお答えがあったんですけれども、私はこういう専門の窓口が必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

まず最初に、卒業後の調査ということで、平成18年度の卒業生については、今年度、不登校62人に対して追跡調査を行っております。回答は1人もなかったということでございます。

それから、相談窓口につきましては、教育委員会として設置するという考えはございません。

○京増藤江君

相談窓口を設置するつもりがないということなんですけれども、八街で不登校のまま卒業している。それが解決しないで卒業している。こういう方たちが多し、そしてたとえ進学された方たちがどうなったかわからない。こういうことが多くても、相談窓口は設置しないということは、その理由はなんでしょうか。

○教育次長（長谷川淳一君）

先ほども教育長の方からご答弁しましたけれども、家庭教育指導員が設置されておりますので、そちらの方に相談は昨年度も1件ございました。その1件につきまして、相談内容を受けまして、県の方にそういった機関の方には紹介をしております。今後もそういう対応をしてみたいということでございます。

○京増藤江君

県の方でもひきこもりに対して対応がされてくるというふうに、計画がされておりますけれども、これは、私は八街は率先してやらなきゃいけない街だと思うんですよ。1件しか相談がなかったとかじゃなくて、「ひきこもりについて相談をいたします。相談をお待ちしています」と、私はこれぐらいの市の対応が本当に必要だと思います。窓口を作らなくてもいいなんて、とんでもないと思いますけれども、ぜひ、そういうどこに相談していいのかわからない、こういう方々をなくすためにも、ぜひ、これは必要だということで、私はお願いをしておきたいと思います。

次に、交通事故防止対策についてなんですけれども、昨日、東小学校の北側道路、一区38号線を30キロメートルに速度制限するという答弁があって、これは本当によかったなと思うんですが、これは1年前に私が質問しましたら、市長は路側帯を広げて、車道の幅員を狭めて速度規制をする方式が望ましいと、こう答弁されたんですね。それが、がらっと変わって速度規制をするということで、いいことをやっていくのは、私はこれはいいと思います。

それで、もっとやってほしいんですけども、この速度規制を5カ所要望があるということだったんですが、あとの4カ所についてはどうするのか、お伺いします。

○総務部長（浅羽芳明君）

お答えの前に東小学校の裏側の速度規制の経緯でございますけれども、方針転換ということではございませんで、市長が前議会で答弁申し上げたのは、警察からの指示で路側帯を広げて車道幅員を狭くして、それで規制をするんだというような指示があったということで、そういうお答えをしたということでございます。それに従って、市の方では外側線を引いて、引き続き要望を続けた結果、こうなったということですから、その辺のご理解はいただきたいというように思います。

それから、要望している5カ所のうちのその他の4カ所でございますけれども、このことにつきましては、私どもとしては継続して要望を続けているところでございますが、警察の方からは特に回答はまだいただいております。

○京増藤江君

この要望が出ていることについては、市の方からやはり積極的に警察の方にも言っていくべきことだと思うんですよ。この東小学校のことについても考えを市長が変えたわけではないんだとおっしゃるけれども、やはり市長が速度規制をすべきだと、積極的に言ってよかった、そういう道路です。

それで、あと4カ所ですね。これは、私、ぜひ要望に沿って実現していただきたいと強く

要望しておきたいと思います。

それと、速度規制についてはお金はかかりません。市長はさまざまな要望を市民の方が言ってきたときにも、お金がないと答えているんですというふうに多くの皆さんが言っていると思います。この議会でも財政面でというふうにおっしゃっています。だけれど、この速度規制については、お金はかかりません。ですから、歩道やさまざまなお金がかかる施策の前に、この速度規制については、私は、ぜひ住民の皆さんの速度規制についてのご意見を聞いていただきたいと思うんです。例えば広報などでも交通安全については、速度規制の面もありますけれども、ぜひ、皆さんのご意見をお聞かせくださいとか、アンケートでもとってもらいたいと思うんですが、こういう市民のご意見を聞いていくというお考えはどうでしょうか。

○総務部長（浅羽芳明君）

広く市民のご意見を聞くということですが、現行でも区等の自治会、いわゆる地域、それからPTA等から要望書が上がっております。その要望に沿って、私どもも先ほどの5カ所を含めて警察に要望しているわけですが、そういった意味では、地域の意見をお聞きしているというようなことで、理解をしておるところでございます。

それから、お金がかからないということではございますけれども、速度規制をするには、ある一定のやはり道路条件をしなければいけないという部分もありますので、全くお金がかからないということにはならないかなというふうには思います。

○京増藤江君

全然お金がかからないことにはならないとか、おっしゃいますけれども、歩道を作ったり、さまざまな施設を設置するよりも、お金がかからないでしょう。そして、今、本当に今議会何人の方が交通安全について質問されているんですよ。それで、お母さん方も、通学路、スピードも落とさないで、車がだっと走っていく。「私なんか吹き飛ばされそうで、本当に恐ろしいです。でも、子どもはなれたもので、全然恐ろしがらない」と、お母さんがこう言っているんですよ。いつ事故が起きるかわからない、本当に恐ろしい状況で子どもたちは通学しております。ですから、この速度規制については、私は速度規制が5件しか要望が出ていないというのが、本当に少ないなと思うんですけれども、そういう方法もあるということに、あまり考えていない方々もいらっしゃると思うんですね。ですから、この速度規制の方法もあるんですよということを、私は市の方が、ぜひとも皆さんにお伝えして、交通安全をしっかりと強化していただきたいと。そのことをお願いして質問を終わります。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、日本共産党、京増藤江議員の個人質問を終了します。

次に、古場正春議員の個人質問を許します。

○古場正春君

こんにちは。今日の最後の11番目の質問でございますが、全国的に平成17年度頃から人口がどんどん減っております。

そこで、質問事項、平成25年度の八街はということで、要旨1、加速度的に減る八街市

の人口は。人口減少の歯止めになる対策はいかがか。

②といたしまして、八街市の地域資源を活かした、いつまでも八街に住みたいという街づくりはいかがかということでございます。

それから、八街市では、ここ5年間で約2千人減少しています。昨年1年間だけでも691人減で、今後、人口が加速度的に減少することが予想されます。

そこで、③第2次基本計画では、2015年度の総人口を8万人と予想していましたが、この数値は明らかに非現実的で、不可能な目標値だと思われます。修正する方向にあるのか、お聞かせ願います。

④子どもの減少は深刻で、過去5年間で市内9つの小学校で、計約1千人、市内4つの中学校で約500名生徒が減っていますが、今後の小中学校の統廃合の計画はいかがか、お伺いいたします。

⑤第2次基本計画では、平成27年度に将来人口における15歳未満の割合を13.4パーセントとしていますが、平成23年3月現在、12.8パーセントまで落ちております。将来はさらに人口における15歳未満の割合が低下することは確実な情勢ですが、子どもの減少に対する具体的な対策はいかがか、お伺いいたします。

(2) ①第2次基本計画では、計画期間中の財政推計の割合を市税44.1パーセントとしていますが、平成24年度当初で市税の割合は35.2パーセントです。減り続ける市税の穴埋めを国・県に頼り、それでも足りないため市債を増発し、さらに足らずに財政調整基金を取り崩しています。平成16年度末に21.5億円あった残高は、平成23年度12月補正後に8億円まで減少し、平成24年度当初取崩額は7.6億円とのことです。残金は5.3億円ほどまで減り、今後ますます扶助費が増加することを考えると、八街市の財政が近い将来破綻する可能性があると思われますがいかがか、お伺いいたします。

質問事項2. 大きな夢に繋がる活性化PRはいかがか。

隣の町では、富里でございますが、今月の第4日曜日にスイカマラソンがございまして。そのスイカマラソンを受け付けるのに、3月1日に受け付けて、5日で締め切ったんです。それでも、定員オーバーで抽選になったんです。残念ながら私は外れました。これだけ、たった5日間で1万円出しても走りたいからという方もいらっしゃるんです。それだけ魅力があるんですね、このスイカマラソンというのは。八街では先日も議員さんから出ましたけれども、ピーナッツ駅伝がありますが、何年か前にスポーツプラザでピーナッツを山盛りにして、それを食べさせたんです。ピーナッツとスイカの皮はちょっと違うんですね。スイカマラソンのスイカの皮は、でっかいコンテナを持ってきて、食べたらそこにぼんぼん投げ込むわけですよ。ピーナッツはほこりがして、本当に掃除もできないぐらい、芝生の中にもどこにも、そういうことでピーナッツを食べさせて走らせるということは不可能でございます。本当にこのスイカマラソン、私は最初から参加しておりますが、たまには休んでいますけれども、八街より2年ぐらい遅く始まったんです。それが全国から集まってくるんですよ。お金を出して、バス、電車、成田方面に宿泊しまして来るんです。

そこで、八街市のPR活動として、観光誘致についてお伺いいたします。

皆さんご存じかどうか、知りませんが、ぬか漬けマンなるキャラクターで落花生のPR活動をしていますが、私は本当に格好悪過ぎると。逆に、イメージ的にイメージダウンにつながるんじゃないかということで、市に見解を伺うものでございます。ぬか漬けマンです。私はぬか漬けは大好きなんですけれども。

また、千葉市若葉区にあるJA千葉みらい運営の大形農産物直売所、しよいかーごが連日、大盛況で、近隣県から買い物客が大型バスに乗ってくるほどの賑わいです。生産者の顔が見える、鮮度の高さが評判ですが、八街市にも、こうした大形農産物直売所を市が旗を振って開設してはどうかということをお伺いいたします。

アンテナショップぼっちは、あまりにも貧相で観光客は集まりません。

③また、酒々井インターチェンジ開通とその後の酒々井アウトレットモール開業で、酒々井への観光客が増加することが見込まれますが、酒々井まで来た観光客を八街まで呼び込む策を市は何か考えていないか、お伺いいたします。

以上の質問でございますが、明解なるご答弁をよろしくお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

個人質問11、古場正春議員の質問に答弁いたします。

初めに、質問事項1.平成25年度の八街市はについて答弁いたします。

(1)①、②につきましては、関連しておりますので、一括して答弁いたします。

本市の人口動態ですが、平成21年度末人口は7万6千629人で、前年比355人、0.5パーセントの減少、平成22年度末人口は7万6千132人で、前年比497人、0.6パーセントの減少、平成23年度末人口は7万5千441人で、前年比691人、0.9パーセントの減少でありました。

本市の人口は、平成16年2月末の7万7千770人をピークに、平成23年度末との比較では、2千329人、3.0パーセントの減少となっております。

また、ここ数年、減少率も高まってきているのが現状であります。

なお、このような傾向は本市だけではなく、県内多くの自治体が人口減となっており、また、千葉県でも先の新聞報道等でありましたように、平成23年度の県常住人口が1年間で1万693人、0.17パーセント減少し、その後も県人口は減少しております。

このことを受け、県では4月26日に千葉県人口動態分析検討会議を設置し、人口が減少している要因を分析していることとしておりますので、この分析結果などについても注目していく必要があります。

さらに、我が国自体が少子化の中、人口減少期に入っており、平成22年10月に実施した国勢調査では、国内に住む日本人の人口は、5年間で37万1千294人、0.3パーセント減ったとのことであり、本格的な人口減社会になったと言われております。

現在のところ、本市だけでなく、他団体も含め、人口減少の抜本的な解決策を見出すことは大変困難な課題であると考えております。

本市としては、これまで八街が育んできた歴史文化を見直し、魅力の発信に努めているところであり、市民の皆様にご存知いただくことで、八街を愛し、魅力を感じていただけるような街づくりにも努めております。

一方、今後も厳しい財政状況が予想されておりますが、既存公共施設などの活用、地域に根ざした人的資源発掘などを通して、八街市に生活していくことに魅力を感じ、住み続けていただけるような街づくりを目指してまいりたいと考えております。

次に③ですが、「八街市総合計画2005 第2次基本計画」では、2015年、平成27年3月末の人口推計を8万人と予測しております。

八街市総合計画2005のスタートが2005年、平成17年4月でありますので、ちょうど本市の人口動態における過渡期でありましたが、時期的には、いまだ人口が増加している時点で推計したものであり、現在の状況にまで人口減少が進むことは、全く想定されておりませんでした。

なお、第2次基本計画は、2015年、平成27年3月末で計画期間が終了することから、平成25年度から新たな第3次基本計画の策定作業が始まります。経済情勢や社会情勢などの急激な変動、本市の財政状況を考慮した計画とあわせて、現在の人口動態を踏まえた人口推計を行った上で、人口フレームの見直しが必要であると考えております。

なお、参考までに、本年3月に策定しました「八街市高齢者福祉計画」では、過大な計画とならぬよう、人口推計手法に基づき、現状を踏まえた人口推計を行い、平成27年3月末の総人口を7万4千815人と設定した上で、計画を策定しているところでございます。

次に⑤ですが、本市では、地域全体で子育てを支援するため、子どもがいつも輝いて、明るく健やかに育つ街を基本理念に、平成22年度から5年間の後期計画として「八街市次世代育成支援行動計画」を策定しております。この計画に基づいて、子ども医療費及び児童医療費助成制度の充実や児童クラブの増設、保育園の施設整備等、さまざまな子育てに関する施策を推進しているところでございます。

本年度は児童クラブの整備として、定員30人の第三朝陽児童クラブを7月に開設いたします。

さらに、保育園の待機児童の解消に向けて、市内に所在する社会福祉法人「開拓」が、平成25年4月に開設を予定している（仮称）開拓保育園の施設整備事業につきましても、県と協議を進めているところでございます。

行動計画の推進にあたりましては、全庁的な取り組みや市民と行政との協働による一体となった子育て支援に努めるとともに、子どもを産み育てやすい街づくりに向けて努力してまいりたいと考えております。

次に（2）①ですが、第2次基本計画での財政推計における市税の割合につきましては、平成22年度から5カ年での歳入総額に対する税収総額の割合となり、現状といたしましては、平成22年度決算においては36.4パーセント、平成23年度最終予算においては36.7パーセント、平成24年度当初予算においては35.1パーセントと、いずれも推計

を下回っております。

一方、財政調整基金につきましては、平成24年度当初予算において、約7億6千万円を取り崩すことから、残高は5億3千万円となりますが、平成23年度決算による歳計剰余金処分により、3億円程度を積み立て、8億円を超えるものと思われま

す。そこで、一般会計の財政見通しでございますが、今後の市税、各種基金、自主財源などの見通しを踏まえま

すと、さらに悪化する可能性もあり、経常的な歳入だけでは経常的な歳出を賄えない状況に陥ることも考えられ、歳入の確保と歳出抑制を行うことが必要不可欠な状況であります。

また、事業対象者の自然増や固定的経費の削減困難等により、予算編成作業のみでは、大幅な歳出抑制が困難な状況となっております。

このようなことから、これまで以上の行財政改革を推進し、事務事業の見直しを図るため、今年度、行財政改革推進室を設置したところでございます。

本市の歳入に見合った歳出規模とするべく、早急な事務事業の総点検が必要であるとの認識のもと、行政評価という手法を導入して、事務事業の見直しに着手したところでございます。

今年度につきましては、事務事業全般について、内部組織による必要性、有効性、効率性の観点から点検を行う評価となりますが、来年度以降に導入を予定しております外部評価を意識した上で抜本的な事務事業の改善、効率的な財政運営の方向性を確立し、重ねて歳出の縮減も含めた継続的な見直しを図ってまいりたいと考えております。

この結果を踏まえ、限られた財源を重点的・効果的に配分し、歳入に見合った規模の予算編成、さらなる節減合理化を推進してまいりたいと考えております。

次に、質問事項2. 大きな夢に繋がる活性化PRにはご答弁いたします。

(1) ①ですが、「ぬか漬けマン」は、平成17年4月に「NHKみんなのうた」に採用されたことをきっかけに活動をスタートし、子どもたちに食の大切さ、家族の愛を伝えるということを全国各地の幼稚園などで「ぬか漬けマン」ショーとして開催されております。

県のさわやかちば県民プラザを通じて、千葉県内特産物等PR映像として、平成23年10月12日に、本市でも「ぬか漬けマン」の取材を受け、JR八街駅、南口商店街、優良特産落花生農家及び川上幼稚園の取材を行ったところであります。

また、さわやかちば県民プラザでは、定期的に上映をするなど、食の大切さとあわせて本市の特産品のPRも行っていたところであります。

去る4月29日に同施設において、千葉県内観光案内及び物産展が開催され「ピーちゃん・ナッツちゃん」と「ぬか漬けマン」とのコラボを行い、食の大切さをPRしてまいりました。

「ぬか漬けマン」は格好が悪いとのご質問ですが、食の大切さや家族の愛を伝えるものでユーモアもあり、決して格好が悪いとは思っておりません。むしろ現代社会が抱えている栄養バランスの偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加等、さまざまな問題を幼少時代

から教えることが非常に重要であると認識しておりますので、内容を十分にご理解いただきまして「ぬか漬けマン」及び本市のPRに、より一層のご理解をお願いいたします。

次に②ですが、本市における農産物販売所の現状につきましては、八街市推奨の店「ぼっち」及びJAいんば並びに地元生産者による直売所が開設されており、消費者がいつでも新鮮な地元農産物を購入できる環境が整いつつあります。

農産物販売所の開設は、地元農産物をPRするとともに、販路拡大に伴い、安定的な農業経営を確立する1つの手段として有効なものと考えますので、開設の意向を持つ生産者団体があつた場合には支援してまいりたいと考えております。

次に③ですが、個人質問3、石井孝昭議員に答弁したとおり、平成25年4月には、酒々井インターチェンジの完成にあわせて、アウトレットモールの開業が予定されております。

アウトレットモールが完成しますと多くの集客が見込まれますので、本市の商業活性化とあわせて、雇用拡大につながるものと期待しております。

先般もアウトレットモールの事業主であるチェルシージャパン株式会社と協議いたしましたところ、施設内での特産品の販売は無理ではありますが、インフォメーションセンター内にパンフレットを置くことができることや駐車場で物産展などに参加させていただけることなどのお話をいただきましたので、より多くの方が本市に来ていただけるようなPRが行えるよう、引き続き酒々井町及びチェルシージャパン株式会社などと協議してまいりたいと考えております。

なお、定例会の初日にも報告いたしました。酒々井インターチェンジの供用開始に伴いますのネクスコ東日本が「八街」の表示について、標識設置を最終決定したと伺っております。このことも知名度アップの一役を担ってくれると期待しておりますのでございます。

○教育長（川島澄男君）

質問事項1. 平成25年度の八街市はについて答弁いたします。

(1) ④ですが、ご指摘のとおり、過去5年間の小中学校の児童・生徒数は、小学校で914人、中学校で474人減少しております。今後5年後の児童・生徒数としましては、小学校で453人、中学校で379人減少すると予測しており、減少傾向となっております。

学校の役割は、地域の教育のみならず、防災拠点、地域のコミュニティという役割を担っており、適正な学校配置が求められておりますので、児童・生徒数の減少だけで学校の統廃合を計画できるものではないと考えております。

また、学校を統廃合することにより、遠距離通学を余儀なくされてしまうことから、現在のところ、学校の統廃合については考えておりません。

○古場正春君

答弁ありがとうございました。ぬか漬けマンなんですけれども、何で格好悪いかといいますと、八街市のホームページを開きますと、ぬか漬けマンがぽっと出てくるわけです。何でホームページに強制的に出すのかと。強制的に見せるのかと。八街だけの人が見るんだった

ら、それでいいんです。世界の方が見て、八街の議会はどのようなことをやっているのかと見たいとしたときに、ぬか漬けマンがぽっと出てくるわけです。何の説明もなく、何で八街が落花生の街なのに、ピーちゃん・ナッチちゃんなのに、ぬか漬けマンが出てくるのかというような疑問もある。それで、格好悪くないという答弁がありましたけれども、本当に格好悪くないです。なぜかという、今、強制的に見せないで、好きな人だけ見なさいと。クリックするとぬか漬けマンが出てくるんです。それで、ホームページというのは、強制的に3秒のPRはいいかもわかりませんが、あれを動画でずっと流しているわけですよ。それで見て、ほかのを見て、まだ出ているわけです。だから、何が何だかわからないんです。そういうことで、私はホームページをもっと大事に、ぬか漬けマンを子どもの食の安全、幼稚園とかに教育するんだったら、広報とか、また、そこに出向いてやった方がいいんじゃないかと。わざわざ強制的に見せる必要はないんじゃないかということで、イメージダウンにつながるよと質問したんですけれども、一応、外して、それでクリックしたら見たい人だけが見れる。ぬか漬けマンは格好よくなりました。以上です。ありがとうございました。

○議長（鯨井眞佐子君）

以上で、古場正春議員の個人質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議は、これで終了します。

6月7日は、午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間、ご苦労さまでした。

（延会 午後 3時10分）

+

+

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問

+

+

+